

が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案並びに保岡興治君外四名提出、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案及び特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案並びに菅直人君外十二名提出、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮本一三君。

は、日本政府の政策に対しまして海外マーケットがノーのサインを示したのだと、多くの評論家などが声高に主張されたことは記憶に新しいわけでございます。また、野党の幹部の方も含め多くの政治家も、本会議や予算委員会で同趣旨の発言が非常に多くなされたわけでございます。この線でいきますと、最近円が非常に急騰いたしております。けさは百三十一円というよくなつておりますし、株価も、上がつたり下がつたりでござりますけれども、この一週間、今日、かなり上昇を示しております。

とかといふものと直結してとらえるべきではない
と私は思つわけでござります。ただ、ごく最近に
至るまで、非常に多くの方が何の疑いもなく、円
相場が安くなると、見ろ、世界は日本の政策に對
するノーサインを出しただということをみんなが
言つていたような感じがいたしますし、現に、本
会議やあるいは予算委員会の中でもかなりそうい
うことが言わされてきたわけでござります。

私は、そういうふうに間違った觀念というかそ
ういうものが、この情報化時代でござりますの
で、あつといふ間に広がつてしまつて、それがし
かも正しい認識であるかのような印象を持つてし
まう。私は正直言いまして、ごく最近までの数カ
月。私は正直言いまして、ごく最近までの数カ

す。しかも、そのような危険性というものが、現在の世界経済の現状を見ておりますと、非常に大きいと言わざるを得ないと思うわけです。

そこで、具体的に今、長銀の問題についてちよつと触れてみたいと思いますが、先ごろ倒産、破綻いたしました拓殖銀行と比較しましても非常に大きな規模でございます。

拓銀との比較ということになりますと、長期信託銀行と都市銀行という銀行の性格の違いがありますから、正確な比較はなかなか難しいと思うわけですが、一応有価証券報告書をベースにしますと、総資産でいいますと、拓殖銀行の八兆六千億、これは拓銀が

○宮本委員　自民党の宮本一二でござります。
まず最初に、非常に短期間の間に野党三党案をまとめていただきました提案者の皆様方に心から敬意を表したいと思います。三党の提案でございますから、一つのまとまった案にまとめるまでは、その内部での調整ということで大変御苦労されたというふうに思うわけでございます。それだけに、こうして短期間に見事な案を提出していただいております。

そうなりますと、やはり小渕政権、中でもその中核である宮澤大蔵大臣の政策に対しましてマーケットがマル、優秀のサインを出したといふうに受け取ることもできるのではないかなどといふうに思うのでござりますけれども、この点は関しまして、野党第一党の民主党の皆様のだれか、御見解を伺わせていただければありがたいと思ひます。

民間のそいつたマスコミを含めて反論といいますか、政府に対するマーケットの動きとの関係をそのようにとらえてきたのは否定できないことだと思うのです。

私は、金融機関もそいつたよくな、真実とか離れたようなルーマーというものが流されるとによってとんでもない大きな打撃を受けてしまう。その現実が、この為替相場のようにまた反転するというふうな時期が待てればいいのです、あ

破綻前の九年九月末の数字でございます。八兆六千億。これに対しまして長期信用銀行、これはこそしの三月末の数字でございますが、二十九兆九千億に達しております。総資産三・四倍という大きなスケールでございます。また資金量でも、拓銀の六兆円に対しまして長期信用銀行は十六兆九千億という、二・七倍に達しております。貸出残高といいますか、それも、拓銀の六兆一千億に対しまして長期信用銀行は十五兆八千億という、

政府・自民党案と野党案を比較してみますと、内容的には非常に似通つた点も多々あるようですが、われますし、また、昨日までのこの委員会での質疑を通じまして、相違点についても非常に理解が深まってきたというふうに思うわけであります。その中で、もう少し理解を深めていただきなければいけないのかななどいう点が何点かあるわけでございますが、私は最初に、破綻前の金融機関に対する取り組みの問題、この点について触れてみたいと思うわけでございます。特に、システムツクリスクに直結するおそれのあるような大型金融機関に対する対応の問題であります。

うふうに今の現状を見たいというふうに思われるが、お気持ちはわかりますが、確かに私たち、やはり政治家として、長期的には日本の国がこの状況から立ち直つて、そういう樂観的な感覚を持たなければならぬのではないかと思ひます。が、今の現状を見ると、今時点で官澤大蔵大臣に対する信がマーケットの結果にあらわれていると見るのは、現状を余りに樂観的に考え過ぎておられるのではないのかな。まさにそうした現状をそういう樂観的に考えるという認識 자체において、私どもと若干のそこがあるのではないのかな、そんな気がいたします。

あ、やはりそうだったのかという認識が今持たれて
いるようだ。しかし、そうでなくして、その間に
倒れてしまうような事態になることもあるわけで
ござります。

御承知のように、ほんのちょっとした発言が昭
和恐慌の引き金になつたということともよく知られ
ております。私は、どんなことがあっても日本発
の世界恐慌ということだけは避けなければいけな
い、このように思うわけであります。いや、あの
銀行、大銀行だし、まあ大丈夫じゃないのかとい
うようなこと、これは決して許されない。公的資
金投入ということがやはり必要になることもある

二・六倍でございまして、本当に大きな規模でございます。
御案内のとおり、拓銀はこれまでの金融機関の
破綻例の中では史上最大でありました。長銀は、
今私が申しましたように、その三倍にも達するよ
うな規模を有するわけでございますので、この長期
信用銀行に万が一のことがある、万が一にも破
綻するようなことになりますれば、これは預金者
や融資先、ひいては我が国全体、さらには世界の
金融システムに与える影響は極めて大きいものと
なるわけであります。

一九八四年に破綻いたしましたコンチネンタ

話はちよとそれまでけれども、平成十年度の当初予算が成立した直後に、橋本前総理が十六兆円を超える総合経済対策を発表いたしました。そのころから、円相場はさらに下落というか円安方に向に進みまして、また日経平均株価も一層下げ足

○宮本委員 確かに、まだ日本の経済は樂觀を許さない状況であることは私もよくわかるわけでござりますが、マーケットというのは、今先生をおっしゃられるように、必ずしもそういったアンド・アンド・ダウンを政策に対する信任とかなく

わけでございまして、それを、まあ大丈夫かといふふうな気持ちで延ばしておりますと、いざというときにその何十倍ものコストをしまわなければならぬし、またそれ以上に、世界的な非難の的になるという、この点が私は非常に心配であります

ル・イリノイ、これがツーピッグ・ツーフェール
ということで、この委員会でも何回もリファーアさ
れました大きな銀行でございますが、この銀行の
総資産は三百九十億ドルです。きょうの相場で換
算すると大体五兆円ぐらいな規模かなと思います

し、また最大の破産と言われたスウェーデンのノルトバンケンにつきましても五兆円を少し上回る程度というわけでございまして、北拓の半分よりはやや大きいという程度のものがツーピング・ツーフエールと言われた大銀行の倒産であったわけであります。

そういうふうに考えてまいりますと、長期信用銀行というものは本当にウルトラージといいますか、本当に大きな規模の銀行であることがおわかり頼えると思うわけであります。

とりわけ私が強調したいのは、国際的な影響が深刻だということでございます。

北拓の場合は、幸か不幸か、平成九年十一月の破綻に至る前の平成九年の春には国際業務から撤退するという決定がなされまして、その後蕭々と撤収を図つておりますところでございます。こ

のために、平成九年三月期にありましたところの約四千七百億円の国際部門における貸出金、これ

も破綻時には相当減少していたというふうに思われますし、問題のデリバティブ取引、これも破綻

時にはほとんど手じまいがなされていたというふうに理解いたしております。そのために、史上最大規模の銀行破綻と言われた北拓でございました

けれども、この北拓の破綻は、世界の金融システムに対しましてはシステムリスクをもたらすという事態にまでは立ち至りませんでした。

しかし、それでも北拓の破綻が我が国の金融機関に対する世界の信認を著しく低下させたという

ことは事実だし、またジャパン・プレミアムといいますか、これの上昇がありましたこと等、大き

な影響を及ぼしたわけでござりますけれども、この点もまだ我々の記憶に新しいところでございま

す。

長々と述べましたけれども、私は、長銀の場合

は、平成十年三月の国際部における貸出残高が実

に二兆八千八百億に上っているという事実でござ

りますし、確かに最近取引が縮小している、取縮

しつつあるというふうに言われておるデリバティ

ブ取引につきましても、まだあるわけでございま

して、そのため、北拓の場合とは異なりまして、万が一の場合には国際的影響は非常に大きいと考えるべきだと思うわけであります。

何よりも、本件に関しましては、前にも触れましたけれども、ちょっと試してみてはというようの銀行であるということを御認識していただかなればいけないと思います。我が国の金融そのものに対する国際的な信認が再び拓銀の場合以上に揺らぎかねないということを忘れてはならないと思います。

重ねて申しますけれども、長期信用銀行が万が一にも破綻するようなことになりますれば、拓銀を上回る甚大な影響が内外に生ずるということが考えられます。したがいまして、私は、厳しいリストラを行わせた上で公的資金を注入し、住友信託との円滑な合併をぜひ実現させて、長期信用銀行について不測の事態が起きることが絶対にない

○宮澤国務大臣 宮本委員は、国際経済には殊に御造詣の深い方でいらっしゃいますが、今数字を挙げて御指摘いただきましたことで私自身も実は啓発を受けるのですが、日本の銀行の、殊にメ

ンタル・イリノイと長銀の規模の違いを御指摘なさったわけでございまして、その限りではおつしやると思います。

ただ、忘れてならないことは、金融機関が破綻した場合の支払い不能の波及というのは、その金融機関の負債側から起きた。つまり、その金融機

関に対してもういう人たちが債権を持っているのか、そこを見なければいけないわけでござります。

○鈴木(漸)議員 私も、宮本委員の国際金融に関する御造詣、日ごろから深く尊敬申し上げております。

今宮澤相おつしやいましたように、コンチネンタル・イリノイと長銀の規模の違いを御指摘なさったわけでございまして、その限りではおつしやると思います。

ただ、忘れてならないことは、金融機関が破綻した場合の支払い不能の波及というのは、その金融機関の負債側から起きた。つまり、その金融機

関に対してもういう人たちが債権を持っているのか、そこを見なければいけないわけでござります。

○鈴木(漸)議員 御承知かと思いますが、コンチネンタル・イリノイの負債というのは、ほとんど金融

市場で一番大きな規模のクラスであるということを比較的我々がつきません。

かつて日本の景気が非常によろしかった一九八〇年の後半ごろに、世界的銀行を挙げますと

ほとんど全部日本の銀行であつたということはあのときにお互いに記憶しておりますが、それは

ただ日本の景気がよかつたというだけではなくて、銀行の規模そのものが実は大きい。先ほどコ

ンチネンタル・イリノイのお話がございましたけ

ども、それでもわかりますように、日本の銀行

の規模、活動の範囲というのは非常に実は世界的

な規模でありますのですから、ちょっと我々は

そのことに気がつかないことが多いございます。

以上二点申し上げまして、宮本委員は御造詣深

い方でござりますから御理解いただけると思いま

すが、単純な量の話ではない、長銀の場合はコン

チネンタル・イリノイとは比較にならないぐらい

市場への影響は小さいということを申し上げたい

つ御指摘申し上げます。

それからもう一つは、デリバティブを通じる

国際的な波及が大きいという御指摘でございます。

が、これはもう委員の方の理解もマスコミの理解も

今や深まつたと思いますが、長期信用銀行は、も

うここまでうわざになっておりますので、国際金

融市場では信用を失つておりますので、長期信用銀

行にデリバティブを通じて取引をしようとい

う相手はほとんどおりません。このことは大野木参

考人がこの席で、ディーリングはしていないとい

う言葉で表現されました。もうこの危ない長銀

相手はほとんどおりません。

このことは大野木参

考人がこの席で、ディーリングはしていないとい

う言葉で表現されました。もうこの危ない長銀

相手はほとんどおりません。

と思います。
○宮本委員 非常に専門的な御指摘をちょうだいいたしました。確かに、アメリカの金融機関、コンチの場合、非常にペイオフの対象になる分が多いこととて、その影響が数字より大きいよと。いう御指摘、これは私も十分理解いたしております。

そしてまた、デリバティブス、これは非常に例えは最近の東京三菱銀行などの数字を見ますと四百兆というようなばかでかい数字になつておりますが、ネットアウトしますとそんな実体的な大きな数字ではないという意味はよくわかるわけですがさいますけれども、私が強調したかったのは、やはり国際的な市場への影響、これは抜き差しながらほど大きいということの主張でございまして、デリバティブの数字が大きいよということは決して強調していないつもりでございます、まだ残つていますよということは言いましたけれども。

そういうことで、私は、これから市場の問題を十分ウォッチしていかなければと思うのでございますが、時間も大分来ました。
ちょっと古い話になりますけれども、日本の対外貿易を戦後再開したときに、日本の外國為替公認銀行が外国の銀行から信用されない、大して信用されないというような時代に、大蔵大臣が外国の銀行に対しましてレター・オブ・アンダーティキング・アンド・オーソリゼーションといいますか、LUAというのを発行いたしまして、日本の外為銀行に何か問題が起つた場合は心配しないでください、日本政府が保証しますからという保證書みたいなものを外国の重立った銀行に差し入れた経緯があります。

これは、確かにLICの開設とかあるいは為替取引をやつていたらためにはどうしてもそれが必要な時代だったわけですが、そういった政府の銀行に対しての保護といいますか、バックアップといいますか、それが戦後の日本の国際金融取引のスタートになつておるということを申し

述べたいわけでございますが、最近ムードイーズが日本の格付を下げるというふうなことを言つております記事をちよつと見ました。これは記事の間違いかなと思つたりもしたのですが、本当にいと、いうことで、その影響が数字より大きいよと。いう御指摘、これらは私も十分理解いたしております。

御承知のように、日本は一兆ドルの对外純資産

を持つてゐる一番金のあるしっかりした国であるわけでござりますし、一番手のドイツだって、わざか二千億ドルぐらいの对外純資産を持つてゐます。こんな国に対して格付を下げるのどうのと、どう考へてゐるんだといふうに思つてござりますが、こういつた間違えた格付によつて破綻する銀行が出るようなこと、これはたまらないこと

とでござります。私は、どんなことがあつても日本発のシステムクリスクを起こすべきでないという考え方でござりますし、そういつた間違えた格付によつて破綻する銀行が出るようなこと、これはたまらないこと

とでござります。

私は、どんなことがあつても日本発のシステム

クリスクを起こすべきでないといふうに思つて

いるから、その隠し事の部分のところで信用され

ないということになつてゐるということでありま

すし、そして三つ目は、護送船団方式のまさに冠

たるものであります、破綻をしかけている銀行を

破綻ではないと言ひながら税金を使ってそこを助

けるというやり方であります。この三つを改めな

い限りは、我が国の金融に対する信頼は回復しな

いものといふうに思つております。

そして、私どもの法案については、何度もこの

委員会で申し上げておりますが、なかなか御理解

をしていただけてないようであります。私どもは、システムクリスクを回避するための方策

として公的管理というやり方を用意いたしておりま

す。

特定銀行について断定的なことは申し上げませんが、本当に国内外において大きな影響を与えるというような金融機関が破綻をしそうな状況である場合には、私どもの特別公的管理というスキームの中に入れまして、この場合には、債務不履行というようなことを生じさせない状態のままで、今おつしやられたとおり、終戦直後のときの状況と同じように、国の信用において当該金融機関の営業、信用を維持しながら整理清算をしていくと

いうことで混乱を回避するというやり方を用意して

おります。

長銀等について本当に深刻な不安があるという

ことであるならば、私どもの法案を一刻も早く通

していただいて、このスキームに長銀をのせて

ただくことが唯一の解決策であるといふに申

変わらずの護送船団方式を継続するのではない

に申します。

○宮本委員 もう時間が来ましたので一言だけ申しますけれども、我々の主張は、決して護送船団を維持したいということではない、あくまでも、世界的なシステムクリスクを避ける、そのため何をすべきかということを主張したい、ま

た、してきたたというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○相沢委員長 これにて宮本君の質疑は終了いたしました。

各案審査のため、本日、参考人として金融危機管理審査委員会委員長佐々波陽子君、日本銀行總裁速水優君及び預金保険機構理事長松田昇君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○相沢委員長 これにて宮本君の質疑は終了いたしました。

件についてお詫びいたします。

○岩國委員長 次に、岩國哲人君。

○相沢委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○岩國委員長 おはようございます。

先ほど宮本委員から日本の格付についての御議論がございました、トリブルAを格下げされるという傾向にある。日本がこれこれの金額のお金を持ってゐるのに、そして向こうは赤字の国なのに、こういう、かつての、お金を持つてゐる人間に、これが偉いんだ、信用されるんだという時代は終わつてゐるということを、もう知らなきやならなかつてゐるということを、わかっているといふことを、

お金を持っていてその有効な使い方を知らない國とか、お金を持つていてお金を大量に失業させてよその国に出稼ぎをさせている國と、もう一つは、お金に不足をしてもお金の有効な使い方、運用の仕方を知つてゐる國と、どちらを高く評価すべきだと思われますか。まずそのことをお伺いします。

たします。

○宮澤国務大臣 先般、この委員会での御質疑の中で、岩國委員からお金の失業ということを伺いました、それは大変に教訓的なお話をあつたと

思っています。そのとおりだと思いますので、我が国は、お金、千二百兆とかいろいろ言いますすけれども、お金の使い方をどうも知らない、御指摘のとおりだと思います。

○日野政府委員 お答えいたします。
たしかこの委員会でも、前に長銀の債券、新聞
広告の御指摘がありました。あの場合にはたしか
一年物というふうに書いてあつたように思いま
す。

それともう一つ、預金が保護される、金融債が保
護されると申しますが、これは法律上はストレ
ートに同じような形で保護されるわけではない
ということは、もう委員よく御承知だろうと思いま
す。つまり、預金保護の規定によりまして主

ような、例えば預金につきましてどのような金利を設定するかということは、その時期にもよりましようし、それから他の銀行との競争関係もございましょうから、例えばボーナス時期にどうした金利をつけるかとか、あるいは年金の受給者には優遇するとか、そうしたことなどがございますから、現在基本的にはそうした預金金利の設定というのは自由化されているところでございまして、その点につきまして御理解いただきたいと思います。

○岩國委員 この自由化というのが大変くせ者でありまして、自由化というのは、危なくなつたら高い金利を払つてお金を集めるという方向に走る

のように発行段階でコストの差がついておりません。これが一ページ目であります。

二ページ目、これは興銀債の場合には、市場利回りにほぼリンクした形で、これは当然あるべき姿ですけれども、市場実勢というのを見ながらこのように発行条件が決められている。

三ページ目、それに比べて長銀は、市場実勢を無視した形で、無理な発行価格で、発行したものすぐには二〇%値下がりする、このような形で資金が集められておる。これが一流銀行とか先ほど宮本議員がおっしゃったウルトラーラージとかいう銀行のやることでしようか。一般投資家に損失を起させて、銀行の経営損失の補てんをさせてい

これについて、監督官長の御言葉を引用します。

○朝日新聞社員 お答えいたします
今議員御指摘になりましたように、長期信用銀行はクレジットと流通利回りが、最近になりましてその乖離というものが非常に大きくなってきてることは事実でございます。

それで、流通回りは市場でまさに決まるものでございますけれども、それは新発債の発行に当たりましてどのような条件を設定するのかということについてでございますけれども、今議員御指摘のように市場実勢を勘案して、したがいまし

私はいたずらに技術論、制度論に時間がかかり過ぎているのではないかと思います。お金を十分に持った上で、なおかつお金の運用をグローーバルな見地からできるような全国を目指すためには、個々の銀行はどういう役割をしなきゃいかぬのか、どういう指導を、政治、霞が関はやらなきゃならないのか、私はその点が一番必要だと思います。そして、金融監督庁にまず最初にお伺いいたしました。

○岩國委員　興銀、長銀ともに五年ということを保証といふことは国会で答弁されていないわけではありませんから、将来的にはそういうリスクがあるということをはつきりとうべきではないでしょうか。そういう指導をされる用意があるかどうか、それが一点。

次に、興銀と違って長銀は、八月三日からなばづか利子の割り増しで資金を集めております。これ

私は、それを予算委員会でも指摘いたしましたが、六月に経営破綻が新聞に一斉に報道され、そして経営危機を乗り越えるためには合併が必要だと言っている銀行が、なぜそういう時期に、八月から高い金利を払つとしておるのか。その点について、私は、これは商業道德としてもおかしいと思ひます。

また、そいつたバンフレットで「法律に基づいて発行する債券ですから安全です。」と。これによると、法律によつては、

けれども、これに従事内のよこはこの金融機関に附りませんで、社債等の発行条件は從来から、発行体におきまして、マーケットの情勢のみならず、

いろいろな要素を勘案して発行体みずからが決定されるものということになつておりますことを御

○岩國委員 このよう^にに大きな乖離^{かいり}を伴^はつた発行理解いただきたいと思うわけでござります。

価格それを総合的にこれからもやっていこうといふ金融機関の存在が認められるのでしょうか。一般の、それほど知識のない投資家の方もお買い

になるような普及している金融債であります。そ

三

ういった点で、金融行政、あるいはそういうた経営者、経営方針の体質そのものに私は問題があると思います。

最後のチャートでありますけれども、興銀債の市場における評価と長銀債の市場における評価、これはほん、若干の乖離を伴いながらも興銀の方が低い。低い利回りというのはそれだけ信用が高いということであります。それが最近は急激に差が開いてきて、六月以降はこのように大きな乖離を伴っております。

これは、永田君が、震が関がノットドウードと出

す前に、もう市場ははつきりと結論を出していいのです。一度信用を失ってしまった銀行が生き返った例がありますか。これだけ市場がはつきりと宣告をしておる、そのような長銀の救済のために時間を費やすのは、私はひどなことご思想う

もともと、長期信用銀行そのものが、宮澤大蔵大臣御存じだと思いますけれども、基幹産業のために直接金融、間接金融、直接金融の証券市場が育つまではそれを補完するという意味で、直接金融的な役割を基幹産業のために担ってきたのが興長銀であります。その使命は終わつたと、日下公人さん、長銀の先輩自身が毎日新聞でそのようなことを語つておられるじやありませんか。二十年前に終わつていると。十年前に終わつたと言う人前にも必要だという説がありますが、いまだあります。いろいろな説がありますが、いまだそのような長銀を生き延びさせるために、なぜ世論の七割が反対し、国民の圧倒的多数が嫌だ嫌だと言つて、いる税金の投入をしなければならないのですか。長官の御意見をお伺いいたします。

金融債の発行というのは、長期信用銀行法によりまして認められているものでござります。そして、この長期信用銀行法というのは、今お話をありましたように三つの長期信用銀行に対して金融債の発行を認めているところでございまして、その長期信用銀行自身が、自分の将来の命をかけ

て、今、今とにかくそれが売れませんと入ってくるお金が、預金、それから長期信用銀行が販売しております金融債を、「一生懸命になつて今努力して販売しているのではないかと思っております。

○岩國委員 このように、発行されたら二割も値段が下がつてしまふような債券が、これから九月、十月、十一月、十二月、一月、二月、三月と、どこかと合併できるかもしれない、できないかもしない、そのような状態でこれから資金がマーケットから集められるのですか。この償還額は、毎月五千億から六千億あります。これに目合うだけの利付金融債の販売、これはできるのですか。利付債の償還額だけでも毎月二千億あります。一千億の資金を「このような不適正な条件で、白昼堂々と投資家に損失補てんをさせながら資金が調達できると思っておられますか。

長官、お願ひします。

○乾政府委員 長期信用銀行の今後の発行計画でござりますけれども、今議員御指摘のありましたように、今後出てまいります償還に必要な額、それから現在貸出資産で持つておりますものの中からも、明らかに現れるその需要、あるいは貸し出ししているものの償還額がどれくらいあるかとか、そういうものを総合勘案して、これから長期信用銀行において今後の発行額というものを決定していくわけになります。そうした決定していく額について、長期信用銀行としてさまざまな努力をしながら必要額を確保していくことになるだろう。それは発行体の責任でやつていくということになるだらうと思うわけでござります。

それから、これは既に議員十分御案内のこととござりますけれども、長期信用銀行の発行しております金融債につきまして、いわば機関投資家向けの募集債といふものと、それから店頭で、例えば個人の方向けの売り出し債といふものがございまして、先ほどから御議論になつておりますものは、これは機関投資家向けの募集債といふものでございます。だからといって、議員の御指摘がござります。だからといって、議員の御指摘がござりますけれども、長期信用銀行の発行してお

○乾政府委員　長期信用銀行の今後の発行計画でござりますけれども、今議員御指摘のありましたように、今後出てまいります償還に必要な額、そ

これから現在貸出資産を持っておりますものの中から、うらでくるその需要あるいは貸し出ししているものの償還額がどれぐらいあるかとか、そういうものを総合勘案して、これから長期信用銀行において今後の発行額というものを決定していくわけでもございます。そうした決定していく額について、長期信用銀行としてさまざまな努力をしながら必要額を確保していくことになるだろう。それは発行体の責任でやつていくことになるだろうと思うわけでございます。

それから、これは既に議員十分御案内のことですが、ますけれども、長期信用銀行の発行しております金融債につきまして、いわば機関投資家回

けの募集債というものと、それから店頭で、例えれば個人の方向けの売り出し債というものがございまして、先ほどから御議論になつておりますものは、これは機関投資家向けの募集債というものです。だからといって、議員の御指摘がござります。だからといって、議員の御指摘がござります。

も機関投資家の場合は、個人と違いまして、そうしたリスク判断ができる人たちも参加しているマーケットでのあり方だということも御理解いただきたいというふうに思うわけでございます。
○岩國委員 募集債は相手が機関投資家であるその実態は私も承知しております。機関投資家はそのリスクを承知しておるべきであります。にもかかわらず、買った途端に二割も下がるようなものにつまでもつき合う機関投資家があるでしょうか、これからも。それが一番の問題なんです。
外国の新聞でも、歐米の意見として、不良債権整理の第一歩は不良銀行を整理することがまず最初ではないかと言われるのは、この点にあるわけですね。そういう不良銀行とつき合うために、日本の銀行システムそのものを強くるための必要な公的資金がそちらに使われたのでは何にもならない。ウォールストリート・ジャーナルも指摘しているじやありませんか、弱い銀行のためにお金を使うよりは、強い六大銀行のためにお金を使つべべきである。しかも、六大銀行の名前を、東京三菱、三和、住友、さくら、第一勧銀、富士銀行、この六大銀行のためにお金をしつかりと使い、そして長銀の方にお金を使つべきでない、このようない意見さえも出でております。
そうした中で、宮澤大臣に制度論の方からお伺いいたしますけれども、長官は、この長期信託銀行法に基づいて存続しておる、あるから売らせる、売るからある、こんな答弁のように聞こえますけれども、大蔵大臣として、この長期信用銀行法はいつ廃止される予定ですか。それとも、いつまでもお続けになる予定ですか。もう既に実態的には同じようなことをみんなやっているじゃありませんか。この点について、簡潔に御答弁をお願いします。
○宮澤国務大臣 先ほどから興銀と長銀の間の格差についてお話をありますて、それは私はそのとおりだと思つておりますけれども、ただ、こうやっていわゆる護送船団方式が終わつてしまりますと、十分なディスクロージャーが行われ、それ

も、機関投資家の場合には、個人と違いまして、そうしたリスク判断ができる人たちも参加していくマーケットでのあり方だということも御理解いただきたいというふうに思うわけでございます。○岩國委員 募集債は相手が機関投資家であるその実態は私も承知しております。機関投資家はそのリスクを承知しておるべきであります。にもかかわらず、買った途端に二割も下がるようなものにつまでもつき合つ機関投資家があるでしょ
うか、これからも。それが一番の問題なんです。
外国の新聞でも、歐米の意見として、不良債権整理の第一歩は不良銀行を整理することがまず最初ではないかと言われるのは、この点にあるわけですね。そういう不良銀行とつき合うために、日本の銀行システムそのものを強くするための必要な内資本をそろって使之つてしまつては不可のこと

公的資金がそちらには使われたのではに何にもならない。ウオールストリート・ジャーナルも指摘しているじやありませんか、弱い銀行のためにお金を使うよりは、強い六大銀行のためにお金を使つべきである。しかも、六大銀行の名前を、東京三井、三和、住友、さくら、第一勧銀、富士銀行、

この六大銀行のためにお金をしてかりと使い、そして長銀の方にお金を使つべきでない、このような意見さえも出ております。

用銀行法に基づいて存続しておる、あるから売れる、売るからある、こんな答弁のように聞こえますけれども、大蔵大臣として、この長期信用用銀行法はいつ廃止される予定ですか。それとも、いつまでもお続けになる予定ですか。もう既に実態的には同じようなことをみんなやっているじゃありませんか。この点について、簡潔に御答弁をお

○宮澤国務大臣 願いします。
差についてお話をありますので、それは私はそのとおりだと思っておりますけれども、ただ、こうやっていわゆる護送船団方式が終わってまいりますと、十分なディスクロージャーが行われ、そして

お客様の方も十分な知識を持ち、そして自己責任ということでやつていかなければならぬ時代になりましたら、今の具体的なケースを私は申しているのではないのですが、やはりローリスク・ローリターン、ハイリスク・ハイリターンといふのは、どうしても私はそういう世の中にならへんし、それが本当だらうと思ひます。したがつて、そういう意味で格差があつてはいけないというふうにおつしやつたのではないでしょうが、私は、そういう観点からのこととを二つ申し上げておきたいと思ひます。

それで、本体の御質問は、確かに、冒頭に言わされましたように、長期信用銀行は、我が国が戦後興隆いたしますときの資本調達のために、興銀はちょっとと違いますけれども、前からございましたから。しかし、そういう機能を果たしてきたことはそのとおりであります。その後になりますて、市中銀行がかなり長期の貸し出しをするようになりましたので、かつてあったような長期信用銀行法に言う長銀というものの機能は、かなり市中銀行も持つようになつたという意味でお尋ねだと思います。それから、市中銀行もやがて普通社債を発行できるようになりますので、これは金融債とは違いますけれども、しかし、やがて社債を発行できるようになるというような問題もござります。

そういう中で、長期信用銀行法に定める長期信用銀行といふものが特に特定の法律で保護されるべきかどうかという問題は、私はあるだらうと思つています。その点は、いろいろにたゞいま検討をいたしております。ただ、他方で、現実にござります三つの長期信用銀行は、これは普通名詞でございますが、みんな一生懸命新しい分野での開拓を努力しておりますので、そのこととは別に、特定の法律が必要かどうかということは、いろいろ検討してみる必要があると思ひます。

○岩國委員 ぜひ早急にそういう議論を詰める必要がありますが私はあるのではないかと思います。

うときに、内なる垣根はまだそこら辺の至るところに、国内に垣根が残っているという状態は、いかにもおかしいと思われます。

こうした健全性をテストし、また指導するという意味で、早期是正措置というものが九六年に議論され、そしてことしの四月から早期是正措置は実施することができることになったはずですね。

四月からそれは実施されたかどうか。

○日野政府委員

お答えいたします。

ただいま御指摘がありましたように、本年四月から早期是正措置を実施するということになつておりますが、いまだに実施しておりません。今、十九行に対する検査を行つておりますので、これを踏まえた上で早期是正措置を発動するかどうかを検討していきたいと思っております。

○岩國委員

そうした早期是正措置というのは、

本当にこの六月の長銀経営危機の前に発動されてこそ私は意味があつたと思うのです。北朝鮮のミサイルに対して日本の早期警戒装置が役に立たなかつた。この金融危機に対しても早期是正措置が結果的には役に立つていません。この辺は、早期早期といいながら、さっぱりそのための対応ができるといふ点に非常に懸念を覚えます。

次に、住友信託との合併についてお伺いいたし

ます。

宮澤大蔵大臣にお伺いしたいと思ひますけれども、お嬢様が結婚されました。

一般的に、結婚のときには支度金とか持参金、幾らということを伺つてゐるわけじやありません。また風習も違つてゐるけれども、支度金と持参金はどういうふうに違うのか、御説明いただけますか。

○宮澤国務大臣

そういうことをしております。

○岩國委員

「いや、一般常識」としてどういうふうに理解しているか」と呼ぶ

私は私は、余りよく存じません。いる言葉の違いは、支度金というのは、結婚するまでに自分一人でいろいろ準備が要るだろ、持参金というのは、相手の方へ嫁がせるために持つ

ていかせるお金というのが一般世間のごく常識ではないかと思います。

ということであれば、今回の長銀に注入される

五千億円、六千億円というものは、支度金なのか持

公邸でお話しされたときには、支度金の話だった

のですか、持参金の話だったのですか。

○宮澤国務大臣

ちょっとと私には両方の言葉の使

い分けが十分はのみ込めないのでけれども、長

銀のリストラ計画、その前に、両行の合併につい

ての条件でございますか、住友信託は、不良債権

は引き取らない、受け付けないということをはつ

きり言つておりますから、長期信用銀行としては

その不良債権の処理をしなければならない、そ

ういう条件であると思ひます。

そこで、長銀は不良債権の処理をしてまいります

が、そうやってまいりますと過少資本になる。

それで、過少資本になりましたところで国の公的

資金の導入を恐らく申請するであろう、そういう

予定のようですが、そういうことから見

ますと、不良債権を処理する結果、過少資本にな

る、そこで姿を整える、そういう目的ではないか

と私は想像をいたします。

○岩國委員

御答弁では、そのお金は何やら支度

金のよう御判断のようですが、それとも正直

を申して、平等の立場で全く自由に行われたので

はなくて、自分の将来を考えると、システムリスク

リスクを回避するためにはこれしかないと思つて

決心されたことのようですが、そういうことから見

ますと、不平等の立場における結婚とはちよつと言ひがたいと

いう感じが私はいたしております。

○岩國委員

必ずしも対等でないという認識も、

それは否定はいたしませんけれども、しかし、日

野長官はいろいろな新聞報道において、これは自

主的な合併である、強制したものではない、自主

的な合併である、そして通常の合併であるという

ことを強調しておられます。これは、再三この質

問でも取り上げられた点であります。自主的かつ

ても人様の金を持ってきて、これをあちらに持つ

ていいなさいとか、これで身ぎれいにしなさいと

言う親は私は聞いたことはないということを申し

上げたいと思います。

次に、日本の国でもいろいろな産業界に合併は

行われてまいりました。その産業界の合併は

で、通産省にも資料を調べてもらいました。産業

界の合併において支度金や持参金を、公的助成

金、税金を投入してやつた例があるか。全くない

ていいかせるお金というのが一般世間のごく常識ではないかと思います。

ということであれば、今回の長銀に注入される

五千億円、六千億円というの

は、なぜ産業界でそういうことが行われていないのに、銀行にだけ支度金

が必要とされるのか、この辺について、大臣、制度の点から御説明いただきたいと思いま

す。

○宮澤国務大臣

お話を結婚のところから始まつたわけでございませんけれども、これは、結婚とい

うのは男女の平等の立場において成り立つものでございませんけれども、この合併の話を長銀の方から聞いておりますと、これは端的に申して、男女

平等の立場において行われているようではございません。長銀としては、それが唯一のある意味でのシステムリスクを回避するための身の処し方と考えておるようでござりますので、そういう意味

で、これをどう呼びますか、吸収合併と呼びます

か、そうおっしゃる方もあります、どうも正直

を申して、平等の立場で全く自由に行われたので

はなくて、自分の将来を考えると、システム

リスクを回避するためにはこれしかないと思つて

決心されたことのようですが、そういうことから見

ますと、不平等の立場における結婚とはちよつと言ひがたいと

いう感じが私はいたしております。

○佐々波参考人

先日は返答ができませんで申し

わけございませんでした。まずおわび申し上げた

いとと思います。その上で、今井委員の御発言につ

きましては、私の口から、またその詳細な新聞報

道も読んでおりませんので、差し控えさせていた

だときついと思います。

○佐々波参考人

委員としてもそのような立場から審査されるだろ

うと思いますけれども、佐々波委員長はそういう

発言について十分認識しておられるかどうか、そ

うです。

○佐々波参考人

お伺いしたいと思います。

そこで、佐々波委員長自身はどういう意見を持つてお

られるか、お伺いしたいと思います。

○佐々波参考人

先日は返答ができませんでした。まずおわび申し上げた

いとと思います。その上で、今井委員の御発言につ

きましては、私の口から、またその詳細な新聞報

道も読んでおりませんので、差し控えさせていた

だときついと思います。

○佐々波参考人

委員としてもそのような立場から審査されるだろ

うと思いますけれども、佐々波委員長はそういう

発言について十分認識しておられるかどうか、そ

うです。

○佐々波参考人

お伺いしたいと思います。

そこで、佐々波委員長自身はどういう意見を持つてお

られるか、お伺いしたいと思います。

す。毎日新聞というのは大した新聞でないと言つてしまえばそれまでかもしませんけれどもね。しかし、ほとんどの国會議員が読んでいるような新聞報道に、この審査委員会の委員である人がどういう意見を述べておられるかということは、私は当然見なければならない。

また、先日、個別銀行の審査についても、個別

銀行の数字については目を通していないのかと御質問されたことがあります。我々大変驚いたわけ

でありますけれども、そうした見ていないとか聞いていないとか、そのようなことで私は答弁をそらされることは大変心外なことであります。

さらに佐々波委員長にお伺いしたいのは、この

長銀の検査が終了する、これはいずれ終了しなければならないわけですから、仮に長銀からの公的助成金の申請があつた場合に、検査が終了しなくても審査を開始されるのか、それとも検査終了してすべての状況を把握してから、私はそうありますけれども、申請を受け付け、審査を開始される。

つまり、少なくとも長銀そのものが申請をするというときには、自分の検査結果を知らないで駆け込む、そのような申請者はあり得ないと思いません。したがって、申請そのものが検査結果の終了を待つて申請しなければ、その申請は私は信頼すべき申請ではないと思います。検査の結果を待つて経営者が判断をして、それから必要だと思えば、大切な国民のお金に対して申請をすべきであります。

審査委員会も、当然のことながら、審査を開始するに当たって、検査も終了しておらない、すべての状況を持つておらない状態で国民のお金を使ふうような審査を開始することはできないと思いません。同じ御意見かどうかを確認させていただきます。

○佐々波参考人 ただいまの御質問についてお答えいたしたいと思います。

一般論としてお答えいたしますと、資本注入の審査に当たりまして、申請銀行の実態に踏まえ

て、審査基準を満たしているかどうかを審査するのが基本というふうに存じております。制度上は、監督庁の検査結果を踏まえることは、資本注入の審査、承認を行うための条件とはなされておりませんけれども、極めて重要な情報であるといふことは承知しております。したがいまして、委員会といたしましては、できる限り監督庁の検査結果を踏まえて審査を行ふように配慮してまいりたいと存じております。

特に、今回御質問にありました長銀のケースにつきましては、正式な申請が行われる時点までに、金融監督庁の検査が終了しているものと期待しております。

以上でございます。

○岩國委員 同じ答弁で、期待しておりますではなくて、国民に対してはつきりと物を言つていた

だきたいのは、それを前提として審査いたします

とおっしゃるべきではないでしょうか。その期待が裏切られた場合でも審査をするということをおっしゃっているにすぎないではありませんか。

私はその点が不十分だと思います。期待したこと

が実現していなくても審査をされるのか、期待し

たことが実現していなかつたら審査をしないと委員長としてはつきりおっしゃるのか、その点をお願いいたします。

○佐々波参考人 現時点としては、期待としか私としては申し上げられませんけれども、岩國委員

長銀問題を切り離してやるべきだという

報道が盛んにきのうからきょうにおいて行われております。長銀問題を切り離すということは、国民の受けとめ方は、野党は責任を逃れるために、結果的にこれに対しても自民党的責任において長

銀問題を片づけて、そして野党は依然として五年体制のように文句だけ言わせていただきましょ

うと。

三党の提案というのは、この長銀問題について

どのような立場で臨んでおられるのか。今の長

銀の検査が終わっていない、そして検査が出てく

れば恐らく債務超過であるうとということを念頭に

置いて、長銀への公的資金の投入について、各党

一人一人、簡潔にお答えいただきたいと思いま

す。

○池田(元議員) お答えいたしました。

我々が政府の長銀処理策を黙認するとか容認す

るとか、そんなことは断じてございません。岩國

委員がきょうも指摘されましたように、市場から

は長銀にレッドカードがもう出ている。そして、

我々がこれまで審議の場で問題として取り上げて

まいりました五千億円以上の公的資本の注入は、

結果的にそれは五千二百億円の日本リース等三社

いろいろな新聞報道がされておりますけれども、こうした長銀が債務超過ではないかという立場から三党の各委員は今まで質問してこられました。恐らく三党の皆さんは、これは債務超過であるといふ限りなく濃い疑惑を持っておられる。もし債務超過であるという可能性が非常に強い場合に、それでも長銀への公的資金の投入を黙認すべきなのか。

また、長銀問題を切り離してやるべきだという報道が盛んにきのうからきょうにおいて行われております。長銀問題を切り離すということは、国民の受けとめ方は、野党は責任を逃れるために、結果的にこれに対しても自民党的責任において長

銀問題を片づけて、そして野党は依然として五年体制のように文句だけ言わせていただきましょ

うと。

三党の提案というのは、この長銀問題について

どのような立場で臨んでおられるのか。今の長

銀の検査が終わっていない、そして検査が出てく

れば恐らく債務超過であるうとということを念頭に

置いて、長銀への公的資金の投入について、各党

一人一人、簡潔にお答えいただきたいと思いま

す。

○谷口議員 お答えいたしました。

委員がおっしゃるような状況は共通の認識でございまして、現下の日本長期信用銀行の財務状態は、当委員会の審議の状況をつぶさに聞いており

ますと、極めて債務超過の蓋然性が高いというよ

うに認識しておるところをございまして、そういう金融機関に公的資金を投入すべきでないという

よう強く申し上げたいと思います。

我が党が申し上げておるのは、ビッグバンが

う既に始まっておって、このオーバーキャパシ

ティーと申しますが、金融業界全体が極めて構造

的な改革をやつていかなければいけないときに、

既に極めて債務超過の蓋然性の高いようなどころ

に公的資金を入れてこの救済をするというような

ことは、これは避けていかなければいけないとい

うように申し上げておるところをございます。

○岩國委員 もう時間が尽きようとしていますか

し上げたいと思います。

日野長官の御答弁でよくデューデリジェンスという言葉が出てまいります。このデューデリジェンスとシスという言葉でありますけれども、外国のバンクが使つておるデューデリジェンスは、監督庁のデューデリジェンスと内容が大幅に違つております。

デューデリジェンスというのは、信義誠実の原則に基づいて、経営者と経営方針、経営見通しをそこで十分吟味し、議論し、分析し、発行目論見書のMDAというところがあります。マネジメント・ディスクッション・アンド・アナリシス、経営方針の質疑、そしてその分析評価。これは目論見書の中で一番大切なページであります。それは、リードアンダーライター、リードマネジャーという日興証券・メリルリンチ、野村、そういうところは、シンジケートの総責任者として、公認会計士と弁護士と両わきに置いて、総合的に投資家の代表として吟味する。それこそ審査委員会の大切な役割であります。このデューデリジェンスというのは、必ず社長、会長、最高経営幹部といふものを相手にして行わなければ意味がないわけであります。

このデューデリジェンスが行われているかどうか。今までの長官の答弁では、資産リストの点検とか、そのような静的な状態ではなくて、経営見通し、経営方針をどのように評価し、これは債券発行では必要ありませんけれども、株式発行のようすに株主にリスクを負わせる資金を調達するときには必ずやらなければならない手法であります。これからは、デューデリジェンスというのはその方向で監督庁もまた審査委員会もやるべきだし、またやらなければ欧米の金融界から軽べつされただけであります。この点について、もし御意見があれば。

○日野政府委員 私がデューデリジェンスという言葉を使用しておりますのは、長銀と住友信託銀行との合併におきまして、住友信託銀行が長銀の資産内容を点検するに当たつての態度といいますか、そいつたものを見示されたものとして引用し

たわけでございますが、これは例え田中英夫先生の英米法辞典などを引きますと、相当の注意とあります。また一方、別な会計学の英語の辞典を引きますと、正当な注意とあります。

これは監査基準では正当な注意とされておりますが、この正当な注意がどういうことを意味するものかというの、東京高等裁判所の判例ぐらいしか今のところ見当たりませんが、恐らく公認会計士が自分の職業的専門家としての立場からその資産の内容を検討するということだらうと思いますので、私どもが行う検査とは、私どもはゴーリングコンサーンということをあくまでも前提にしておりますから、ただ合併を前提としたデューデリジェンスということになりますと、ややその切り口が、極めて静的なものにならざるを得ないのかなというふうに考えているところでございまます。

ただ、他方で、それに先立ちまして、あるいはそれと並行しまして、事務当局同士のかなり具体的ないろいろな問題についてのディスクッションがございました中で、この問題が取り上げられたその後でございましたとき、米側から十三兆円でございました中で、日本側がいろいろ手続なり事情を説明していくときに、米側から十三兆円で大丈夫なのかなという話があつたそうで、日本側の事務当局が、まあこれだけあれば十分だろう、こういうようなやりとりがあつたそうでございました。

○吉田(公)委員 那から、ここが一つは問題点になつておるところでございますが、長銀は既に破綻をしているのではないか、そういう認識を持つておる人たちも多いです。国民も、そう思つておる人たちもいる。破綻をしていないといふ最大の根拠理由は何か、それをまず御答弁いただきたい、こう思うのです。

○日野政府委員 お答えいたします。
破綻の定義は、法律的に言いますと、恐らく預金保険法上の破綻ということがいわゆる破綻だろうと思います。

今委員御指摘になりましたのは、資産の内容といふ点からの恐らく御指摘だろうと思います。過度は私の方の専門用語を使つて質問させていただきますけれども、恐らくわからないだろう、こう思つてます。日本語でぜひ御答弁をいただきたいと思います。

大蔵大臣、訪米大変御苦労さまでございました。ルーピン財務長官初め多くの政府要人とお会

いになつて、我が国の金融情勢等の御説明に当たつたのだろうと拝察をいたしますが、そのとき

に報道で、十三兆円で果たして足りるのかと、

ような疑問が述べられたと伺つておりますが、それは事実でございましょうか。アメリカの要請が正式にあつたのでしょうか。

○宮澤国務大臣 私とルーピン長官とは一時間半ばかり会談をいたしましたして、その後また夕食が二時間ほどございましたけれども、その間ではそういう話は一切出しておりません。

ただ、他方で、それに先立ちまして、あるはそれが大切なところでありますので……。

○相沢委員長 質疑時間が終了しております。御協力くださいますようお願いいたします。

○岩國委員 そういった点もデューデリジェンスの中に入れていただきたいと思います。

○相沢委員長 これにて岩國君の質疑は終了いたしました。

次に、吉田公一君。

○吉田(公)委員 今、専門用語の英語のやりとりがありましたけれども、私の場合には、英語で答弁をされてもよくわかりません。そのかわり、今までの長官の答弁では、資産リストの点検とか、そのような静的な状態ではなくて、経営見通し、経営方針をどのように評価し、これは債券発行では必要ありませんけれども、株式発行のようすに株主にリスクを負わせる資金を調達するときには必ずやらなければならぬ手法であります。

これからは、デューデリジェンスというのはその方向で監督庁もまた審査委員会もやるべきだし、またやらなければ欧米の金融界から軽べつされただけであります。この点について、もし御意見があれば。

○日野政府委員 私がデューデリジェンスという言葉を使用しておりますのは、長銀と住友信託銀行との合併におきまして、住友信託銀行が長銀の資産内容を点検するに当たつての態度といいますか、そいつたものを見示されたものとして引用し

たわけでございますが、これは例え田中英夫先生の英米法辞典などを引きますと、相当の注意とあります。また一方、別な会計学の英語の辞典を引きますと、正当な注意とあります。

これは監査基準では正当な注意とされておりますが、この正当な注意がどういうことを意味するものかというの、東京高等裁判所の判例ぐらいしか今のところ見当たりませんが、恐らく公認会計士が自分の職業的専門家としての立場からその資産の内容を検討するということだらうと思いますので、私どもが行う検査とは、私どもはゴーリングコンサーンということをあくまでも前提にしておりますから、ただ合併を前提としたデューデリジェンスとすることになりますと、ややその切り口が、極めて静的なものにならざるを得ないのかなというふうに考えているところでございまます。

ただ、他方で、それに先立ちまして、あるはそれが大切なところでありますので……。

○相沢委員長 質疑時間が終了しております。御協力くださいますようお願いいたします。

○岩國委員 そういった点もデューデリジェンスの中に入れていただきたいと思います。

○相沢委員長 これにて岩國君の質疑は終了いたしました。

次に、吉田公一君。

○吉田(公)委員 お答えいたします。

○日野政府委員 緊急措置法では三兆円は国債と世界の話ばかりしていて、公的資金の世界なんて言わねばなりません。それから預金保険法上は七兆円が国債ということになつてましたかと、十七兆円の世界での話だと思います。

○吉田(公)委員 ちつとも説明になつてない。

○日野政府委員 これはさまで定義があろうかと思いますが、現在議論されておりますのは十

三兆円の世界での公的資金だらうと思いますし、それからよく預金とか金融債が保護されるかどうかといった場合の公的資金は、預金保険法上の十七兆円の世界での話だと思います。

○吉田(公)委員 ちつとも説明になつてない。

○日野政府委員 これはさまで定義があろうかと思いますが、現在議論されておりますのは十

三兆円の世界での公的資金だらうと思いますし、それからよく預金とか金融債が保護されるかどうかといった場合の公的資金は、預金保険法上の十七兆円の世界での話だと思います。

○吉田(公)委員 ちつとも説明になつてない。

○日野政府委員 緊急措置法では三兆円は国債と世界の話ばかりしていて、公的資金の世界なんて言わねばなりません。それから預金保険法上は七兆円が国債ということになつてましたかと、十七兆円の世界での話だと思います。

○吉田(公)委員 最後はだれが返すんですか。国民が返すんじやないか。だから税金だよ。要するに、公的資金なんて国民にわかりやすいようになると、公的資金なんてうまい言い方をしないで、もう税金と金なんてうまい言い方をしないで、佐渡の金山だつても全然それないんだから。公的資金なんてうまい言い方を使つた方がいいよ、税金と。我々はこれから統一して税金という言葉を使うべきだ。公的資金なんていうのはわけがわからない、こんな

の。そういうことでぜひひとつお願ひしたい。定期的の自己査定結果や今回の日銀の考查に

ものになれば、いずれはまたお返しできるといふことでこの仕組みはでき上がっているんだろうと思ひます。決して、何といひますか、じやぶじやぶどこかへ捨ててしまうといったような性格の資本ではないと思います。

しかし、御指摘がありましたように、情報開示がどうしてもやはり不可欠だと思いますので、私もともといたしましても、これまでもやつてまいりましたが、これからもいろいろできることを最大限に

限やつてまいりたいと考えております。

のところ、一兆一兆の詰なんか大したことはないんだよ。十兆円を超えない、あ、これは玉が、少しは大変かななんて思う。三十兆円なんていうのをばんと打ち出しちやつたから、もう五兆だの十兆だなんて余り関係なくなってきた。だけれども、これは、なれというのの大変恐ろしいことで、あって、やはり一兆円という単位というのは物すごい単位なんだ。

この間、国鉄林野特別委員会で私を質問したことには、大蔵大臣に申し上げたのは、一兆円の金を毎日百円ずつ使うんだ。何に使うか勝手だよ。三千年かかるんだよ、一兆円の金を使うのに。三年、容易じやないでしょ。それで今度は、三十九兆円となつた日には九万年かかるんだよ。いや本当だよ、九万年。九万年前というと、おれも余りり

よ。北京原人が毎日百万円ずつ使って平成十年まで、やっと使い終わるんだ。物すごい金だ、それは。そのぐらいすごい金なんだから、簡単に二兆だの三兆だのなんて言わないでもらいたい。

国鉄清算事業団の赤字が二十八兆円だよ。今度のやつで、これ三十兆円だというんだろう。両方合わせると六十兆円に近いんだ、国民の負担は。十八万年前の話だ。北京原人の前だから、クロマニヨン人かネアンデルタール人の時代から百万ずつ返してきた。もう宇宙の世界だよ。長官はもう宇宙人だよ。こんな財政の問題を宇宙人に任せせる

わけにいかないんだよ。

やはり、女房がサンマを買つてくるように、十八兆円二十一円という単位が大事なんだ。それを、三兆円なんというのは大したことはない、三十兆円がまだ上有るじゃないか、国鉄清算事業団の三十八兆円がまだ上有るから、こんな十三兆円なんかいうのは大したことはないよなんて言われたら、かなわないんだ。ぜひ慎重にやつてもらいたい、そう思うんですよ。国民の税金を使う以上は、極端なことを言えども、速記の人が使つてゐる鉛筆一つとづたって国民の税金だよ。私のは自分のお金で買ったんだよ。

それからもう一つ、長鉄の関連会社に特に日本リースだが、貸出先が三十社ある。そこへ七百四十億円の金を貸している。その中には、ペーパー会社もある、休眠会社も多い。まさにずさんな管理体制である。ペーパー会社というのは監督府長官、何ですか、ペーパー会社って。日本語で言うと、氏会社。

○乾政府委員 週刊誌等に出ておりますペーパーカンパニーの定義、私どもも必ずしも承知しておりますけれども、当局としましては、金融機関の関連会社及びその融資先に対しまして、銀行法に基づく報告徴求、検査権限というのを持っていますけれども、金融機関の検査等に際しましては、そうした関連会社向けの融資等が金融機関に与える影響を把握いたしますために、これまでに当該金融機関を通じましてその実態把握に努め

○吉田(公)委員 何かよくわかつたようなわから
ないような答弁ですが、つまり、国民の税金を注
入する以上は、ペーパーカンパニーを行つてゐる
金の追及までしなきやおかしいでしよう。長銀に
調べさせます、その調べた結果を私たちは信用し
ますとかなんとか言つて、ちゃんと先の先まで、
前回私は通常国会のときに大蔵委員をやつてい
た、大蔵大臣の答弁は、とにかく一銭一厘ともと
かなんとか言つていたよ。だからこんなのは、
ペーパーカンパニーにしようがノンバンクにしよ

うが、とにかくきつとそここの先まで行つて調べなければ、国民の税金を使つなんという、お任せできるような要するに監督庁じやないですよ。その辺、どうなんですか。

は、もちろん登記簿上にはちゃんと存在しておりますが、恐らく実際は営業していない、活動していない会社ということから、登記簿上の、紙切れだけの会社という意味であろうかと思ひます。そういうつた関連会社は、法律上はきちっとした会社にはなつてゐるわけですが、ただ、先ほどどもの方からも御答弁申し上げましたように、現三の見てもよし、全く問題ない。全く問題ない。

在の銀行法では、あくまでも金融機関に対する検査ということが私どもの権限として認められていて、それでございまして、もちろん、金融機関本体だけではなくて、仮にその金融機関が子会社を有しているような場合には、もちろんその子会社に対しても検査権限及びます、関連会社とか、それから、例えば今御指摘のありましたようなパートカンパニーに対しましては、何といいますか、権限がございませんので、直接そこへ出向いて調べることを許されておりません。したがいまして、当該の金融機関、対象となつてゐる金融機関の検査を通じて、できる限り、まあ細胞の隅々に至るまでできることなら調べてみたいといふふうに考へておるところでございました。

○吉田(公)委員 これは、長銀本体だけを調べるのが金融監督庁だなんて言っている場合じゃないので、要するに国民の期待は、金融監督庁に対して、厳しい査定をして、そしてたくさん貸し付け等についてきちっと明らかにしてもらう、その上で、どうしようもないものについては改めて国民に負担を願うというのが政治の常道だと私は思っているんですよ。

だから、長銀本体だけやっていればいいといつたって、現実に七百四十億円というものは長銀から出ているんだから。出ているんだから、ちゃんと

としなければおかしいでしょう。ペーパーカンパ

二一だから責任追及は我々にはできないんだ、幽靈会社はできないんだ、そんなことを言って逃げるんじゃなくて、やはりきちんと先の今まで把握をして、そして額を算定しなければおかしいでしょ。

だって、額を算定するんでしょ。適当なことを言って、こことのところは二兆円でいいですか三兆円でいいですなんていう話じやないでしょ。何千何億何百万まで国民の税金を御負担願いたいというのが本当でしょ。だとすれば、ペーカンパニーもそうだし、ノンバンクに対しても

をとつていただきたい、こう思うのです。
それから、長銀も債権を破棄します、したがつてほかの銀行にも負担をしてくれないかといつても、ほかの金融機関としてみれば、何を言つていふんだ、あなた方が放棄するのは勝手だけれども、我々の出資会社や金融機関にも一緒になつて協力してもらいたいなんといつたつて、ほかの金融機関が納得しますかね、大臣。その辺、いかがですか。長銀はしようがない、自分たちの責任だから。
○宮澤國務大臣 假定のお話ではあるのですが、長銀がいわばそのノンバンクをつくりました母体行であると自他ともに認めているようなケースでござりますと、長銀としては、その責任を当然尽くさなければならない。

ただし、そのときに、他の債権者もその本体は生き残したいという気持ちがござります場合には、債権者の間である種の合意ができることがしばしばございます。母体行が一番の責任をよつて、しかし、大手筋はおのおの多少の痛みは引き受けよう、それによつて企業そのものは残していくこうという債権者の間の合意ができることはしばしばございますので、そういう相談が行われている場合があると思います。

○吉田(公)委員 それから、今まで、通常国会のときの金融二法、このときの説明は、要するに預

金者保護だ、こう言つてきた。預金者保護だ、預金者保護だ、こう言つて、いかにも預金者を救済するための金融二法だ、こう言つてしまりましたが、今度は、預金者保護という言葉はもう二回目だから使えないんだ。それで、しようがないものだから、世界恐慌だと大変だと、これは物すごいことになるぞとかなんとかお化け大会みたいなことを言つて、それで出てきたら大したことはない、そういう可能性があるわけですよ。

したがつて、銀行に資本を注入して、貸し済りしたがつて、銀行に資本を注入して、貸し済り対策や破綻銀行の受け皿となる銀行への入れに限ると言つてきたんだけれども、その原則に沿わない方法で今度は長銀を救済しようとしている。その原則にそぐわない方法で長銀だけを救済しようとしているということについて、どういうことなかれ説明いただきたいと思うんですよ。

○日野政府委員 お答えいたします。

これはあくまでも将来の見通しでございますので何とも申し上げられませんが、現在、別に長銀だけを念頭に置いているわけではございませんで、しばしば御答弁申し上げておりますように、今回の場合、長銀が過少資本になります。先ほどから御指摘がありましたが、債権を放棄いたしましたと過少資本になりますために、それを公的資本で補うといつたもので、これがひいては金融システム秩序の維持に資するものであるといった観点でございまして、決して、長銀本体だけをどうこうするといったような性格のものではないと、いうふうに考えております。

○吉田(公)委員 次に、国会の任務やそして責任は、つまり今長銀に限つて言えども、経営内容を我々がまず確認することが大事ですよね。その上で、税金を投入した方がいいのか、あるいはそうでない方がいいのかという判断をしなければいけないであります。ところが、それがないんだから、判断材料がないわけだ。どこでどうなつてているんだか、それが不良債権なんだか、それが不当貸し付けなのか、だれがこれをやつたのか、全然皆目わからない中で、我々に、審議をしてこれから先

結論を出せなんということはできないんですよ。

したがつて、金融監督庁がきちっとした資料を出してから、本格的に、長銀に税金を注入するかどうかということを議論すべきだ、私はそう思つたんだから。同じ話を聞いていひそいうものをきつと出してもらつてから本格的な議論をしましよう。そして、国民が納得するかしないか、国民の判断に、我々の国会の議論を通じて最終的には判断をしてもらおうということが大事だ、私はそう思つております。

それから、これから銀行検査体制を整えなければいけませんね。日本では四百人ぐらいしかいない。しかし、実際にばつとできる人は二百人前後だ、こう言われている。アメリカなんか八千人ぐらいいるというんだ。だから、そういう体制そのものを金融監督庁は整えなければならないのですけれども、体制づくりと検査というのは全く大事なことですから、検査体制が弱いと検査が甘くなってしまうんだ、物理的に人手がないんだから長官、その体制をどうやって整えるんです。

○日野政府委員 検査について励ましのお言葉をいただきまして、大変ありがとうございます。

検査部の要員につきましては、現在国家公務員全体の定員が厳しく抑制されている中でも、可能な限りの新規の人員を確保したところでありました。そこで、現在は百六十五人といつことになつております。そのほか、金融監督庁の長官が指揮監督することができる地方の財務局におきましても四百五十六人検査要員がおりまして、全体で六百二十一人といふことになつております。

今後、金融検査の重要性にかんがみまして、先ほどから御指摘がござりますように、検査体制がしっかりとかりするといつことが何よりも大事でござい

ますので、計画的な整備を図つていきたいと考えております。そこで、去る八月三十一日に提出いたしました機構・定員要求では、全体として二百五名の増員をお願いしたところでございまして、これが認められますと格段の検査体制の充実になるうかと思います。

今後とも、よろしく御支援のほどをお願い申し上げたいと思います。

○吉田(公)委員 長官、そのかわり銀行本体だけやつていればいいんだなんという話じゃダメですよ。ちゃんとそこから先追及しなければいけない、そう思つています。

それから、金融危機管理委員会についてお尋ねしますが、先ほども申し上げたように、そのときは非常に健全だった、しかし三ヵ月もしないうちにはまた物すごい金を注入しなければいけない。そういうことになると、金融危機管理委員会とこれははどういう位置づけになつてゐるのかな、なつてしまふんだ、物理的に人手がないんだから長官、その体制をどうやって整えるんです。

○佐々波参考人 委員会のあり方についてお答え申し上げたいというふうに思います。

委員会というものは、私を含めまして民間から三名、国会の承認を得て、閣議を経て任命されたものというふうに承知しております。各委員は、これまでおののの分野の経験や知識というものを生かしまして、今後とも公正中立な判断をいたしていきたいというふうに、最大限の努力をいたしました。

○佐々波参考人 いや、公正、正大は当たり前の話なので、そうじやなくて、私が伺つてゐるの

は、金融危機審査委員会がオーケーを出したものについては、そこが閑所になつて、オーケーを出しましたのは注入金額をそのままもう注入でさる。

最後のとりですかね、そこは。だから、金融危機

機管理審査委員会がうんと言わないと注入できないのですか。それだけの権限を持つていてるのですか。そこを聞きたいのですよ。

○佐々波参考人 仕組みについて申し上げます。金融危機管理委員会では、全員一致で決定したものを閣議に諮つた上で施行していくというのが仕組みでございます。

○吉田(公)委員 そうすると、佐々波委員長の委員会はまことに責任重大な立場にあるわけですね。したがつて、ついこの間の税金投入も、話に伺うから事実はわかりませんが、二十分か十五分でオーケーしてしまつた。大蔵省が仕掛け人で説明して、それだからいいだろうといつて短時間で許可をした。そうなると、これからそういう重要な委員会ではそれでは困るのであって、そうすると、注入するときはよかつた、だけれども三ヵ月や二ヵ月先はわからないよというのじや、運輸省の車検場みたいな話になつてしまふ。

車検場というのはその場がよければいいんだから、あした故障しましたよといつたって、それは関係ないといつたんだ。だから、運輸省の車検場みたいな委員会じや困つてしまふんだ。そのときは通つたんだ、ところがあしたになつてエンジンかけてみたら、故障してしまつてバックが入らない。車検場へ行つて、おかしいぢやないか、きのう通つたばかりじやないかと言つても、車検場は責任とらないんだ。だから、佐々波委員長のところもこれから先のことについては責任をとらなくないのかどうか。

○佐々波参考人 これまでの審査の経緯を踏まえまして申し上げたいというふうに思ひます。

これまでの審査におきましては、非常に長い時間の事前準備といつものをいたした上で、三月注入のケースにつきましては、都合三回にわたつて委員会審議を行いました。

これまでの審査におきましては、非常に長い時間の事前準備といつものをいたした上で、三月注入のケースにつきましては、都合三回にわたつて委員会審議を行いました。

今後とも、先ほど申しましたように、厳正中立な審査といつもの一生懸命行っていく所存でございます。

以上でございます。

○吉田(公)委員 要するに、投入したときには健全だつたけれども、三ヵ月たつたらどうも健全じゃなくなつてしまつた、失敗してしまつた、注入して。だけれども、運輸省の車検場と同じで、そのときよければそれで通つてしまふんだ。あと、三ヵ月たつて、いや実はあと五千億足りなかつたと言わても私たちは責任を持ちませんよ」というのだとすれば、まことに私は残念なことだ、こう思つてゐるのです。だから、これからその位置づけをちゃんとしなければいけませんね。今度はそれは委員長のところじゃないんだ。

この政府の方だ。そうしなければ、だって年じゆう責任ばかり追及されて困るだろうと思うのです。

それから、事務局はあるのですか、職員はいるのですか、そして決定は委員全員一致の決定ですか。

○佐々波参考人 事務局は預金保険機構にございまして、御質問の職員につきましては十五名前後

といふに承知しております。

○相沢委員長 もう一つ、全会一致かどうか。

○佐々波参考人 全会一致ですか。先ほど委員会の決定につきましては、全員、委員についての全会一致というふうにお答えしたので、どうも申しわけございませんでした。そちらの御質問に対するお答えをちょっと落としましたので、つけ加えさせていただきます。

○吉田(公)委員 いや、今何が説明してもらつたのではなくわからないんだけども、全員一致しなければいけないのか、それとも多数決なのか。全員一致しなければいけないんですね。わかりました。

それから、最後になりますが、この分類、第一から第四まで分類するわけだ。第一分類は問題ない。第二分類は三〇%ぐらい不良債権が入つてくるわけだ。第三分類になると五〇%から七五%ぐらい不良債権かもしれない。四類になつたら話にならないと。ところが、それは銀行がやつている

んだ。金融監督庁がやるんじやなくて、銀行が第一から第四分類まで自己査定してやつてある。

問題は第一分類。第一分類はいいとして、第二分類の分け方によつては、要するに破綻するかしないか決まつてしまふんだ。だから、破綻させたくないと思つたらば、とりあえずは第二分類へ入れておいて、不良債権が三〇%入つてゐるんだけれども、まあこれは一〇%ぐらいに抑えておいて、三〇%を第三分類へ入れてしまふとこの長期信用銀行はぶつれてしまつ、そういう操作だつてできるじゃないですか。それで、分類が銀行によつて違うというのだ。これも変な話だね。分類の指定は金融監督庁がやらなきやおかしいですよ。これは第四分類だ、これは第三だよ、これは

第二分類だよ、これは第一でいいよと。そうでなければ、だつて破綻したか破綻しないかなんていふことはどうでもなつちやう、分類で。その後、長官、どうなんですか。

○日野政府委員 お答えいたします。

確かに、金融機関が自己査定ということで第一分類、非分類から二分類、三分類、四分類と分類されるわけございまして、それはそれぞれの各金融機関が自分で持つてゐる物差しでこれをそれぞの分類債権として分類しているわけでござります。

それを、今御指摘がありましたように、本来なら三分類に入るべきもの、あるいは四分類に入るべきものを二分類に入れているではないかといつたようなことは、現在検査を通じて、そうであるべきままでございまして、ただ、これは検査結果を通知いたしました。

○若松委員 新党平和の若松謙維でございます。

○相沢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○日野政府委員 お答えいたします。

これは大蔵大臣がよろしいのか金融監督庁長官がが違いますように一つ一つが違つておりますのよろしいのか、ちょっと御判断ください。まず、九八年四月以降、既に早期は正措置は適用されています。じゃ、この第一号の適用が何なのかと手十九行、非常に重大な関心を持つてゐるんじやないか。自分じやないかと。

その前に、まず、少し議論があつたかと思うんですけれども、早期は正措置というのは、銀行法も改正して、しつかりとした法律に基づくルールなんですね。そのルールが既に施行されているということ、なぜ長期信用銀行にこの早期は正措置がとられないのか、その点についてちょっとお答えいただけますか。

○日野政府委員 お答えいたします。

現行行つておりますこの十九行に対する検査と

いいますのは、本年三月期の決算に対する検査を

やつてゐるわけでございます。

これは大蔵大臣がよろしいのか金融監督庁長官がが違いますように一つ一つが違つておりますのよろしいのか、ちょっと御判断ください。まず、九八年四月以降、既に早期は正措置は適用されています。じゃ、この第一号の適用が何なのかと手十九行、非常に重大な関心を持つてゐるんじやないか。自分じやないかと。

その前に、まず、少し議論があつたかと思うんですけれども、早期は正措置というのは、銀行法も改正して、しつかりとした法律に基づくルールなんですね。そのルールが既に施行されているということ、なぜ長期信用銀行にこの早期は正措置がとられないのか、その点についてちょっとお答えいただけますか。

○日野政府委員 お答えいたします。

早期は正措置は銀行法に基づいて行うものでござります。この銀行法を現実に運用しております金融監督庁は、本年六月二十二日に発足いたしました。その後間もなく大手十九行に対して検査に入つたわけでございまして、まだ検査が終了しております。この検査結果を踏まえた上で、その資産の内容等を十分に吟味した上で、この早期は正措置を発動するかどうかということも含めてこれから検討していくことになろうと思ひます。

○若松委員 そうしますと、この早期は正措置適用、一つの可能性として、まず、今十九行、全部に亘りませんけれども、検査をやつて、それで、その検査の一つの結果を要約してこの早期は正措置が適用される。それが一つの可能性。そして二つ目が、九八年九月期の決算がよいよ出るわけですから、そこでまた自己査定に基づいた数値が出て、そこでいわゆる基準、八%とか四%とか〇%とか、そういうところが明確になる、そこでこの早期は正措置が適用される。そういう理解でよろしいですか。

○日野政府委員 お答えいたします。

現行行つておりますこの十九行に対する検査と

いいますのは、本年三月期の決算に対する検査を

やつてゐるわけでございます。

○日野政府委員 お答えいたします。

現行行つておりますこの十九行に対する検査と

いいますのは、本年三月期の決算に対する検

今お尋ねの九月期の検査、これは、それぞれの金融機関が自己査定でもつて早期は正措置を発動されるような区分の変更があったような場合は格別でございますが、九月期の決算につきましてはまた改めて検査を、この三月期とは別に行わなければならぬというふうに考えております。

○若松委員 わかりました。いや、いずれにしても、早期は正措置の決定というのはあくまでも、いわゆる銀行が出して会計士がチェックして、それを金融監督局がチェックする、ですから、ことしの九月期決算の数字に基づく早期は正措置の適用はあり得ない、そういうことだと思いますね。

そうしますと、今特に長銀を中心とした検査をやつております。そこで、わかつた時点で、いわゆる九八年三月末が、先ほど言つたように本来七千五百億円償却すべきだったとか、そういう不良債権がかなり自己査定でもあるべきだつたこと、これがわかると、当然そこで早期は正措置が早急に執行されなければいけない、これが法律のルールだと思うんですねけれども、そういう理解でよろしいですか。

○日野政府委員 先ほどの御質問の中で、九月期の決算について検査を経なければというようなお言葉がございましたが、そうではなくてはございませんで、これは自己査定で私どもがわかりますので、その結果、その区分が変わつているような場合には検査を経なくても早期は正措置が発動できるといふことを申し上げておきたいと思います。

それから、その余の御質問は、当然のことながら、今お話をありましたようなことだと思います。(若松委員「長銀のことですね」と呼ぶ)はい。

○若松委員 ですから、私が言いたいのは、破綻前処理のいわゆる從来の監督当局の密談というか、それによる自由裁量、そういうやり方はぜひやめていただきたいということなんですね。ですから、実質〇%、自己資本〇%でしたら、もう業務の一部停止とかそういう形になるわけで、公的資金投入というのは二の次になりますから、

せひそれを改めて認識していただきたいと思います。

続きまして、先ほどの七千五百億引き当て予定の大もととなりました日本リース、日本ランディック、エヌイードイー、これの営業報告書、いわゆる監査報告書済みの、当然監査役の監査報告書、公認会計士の監査報告書済みの決算書を入れ手しようということで、実はきょう、予算委員会の理事の人は一部郵送されてきましたけれども、これは実際、今の制度で入手できないんです。

ね。に商法中心でそれとも、お話をしたいんですけども、さらに委員の先生方にも知つていただきたいんですね。これは公認会計士協会で、いわゆる商法監査をやります。資本金五億円以上または負債二百億円以上。これを監査した場合に、監査をした会計士が会計士協会に届け出ます。ですから、監査した会社というのは必ず協会に届けます。ところが、これは会員と協会とのいわゆる紳士協定ですので、一般公開できないんですね。これはやむを得ないと思います。

ですから、私がお願ひしたいのは、これは法務省にお答えいただきたいんですけども、少なくとも、この商法特例法での大会社ですね、日本リースももう総資産一兆円会社ですから、そういうところを、今回も長銀から予算委員会の理事に一部の決算書がきました。附属明細書はついておりません。監査報告書もついておりません。これら、私たち結果としてこの引き当て七千五百億円は妥当かどうかとか、公的資金投入の必要性と受けなくちやいけない。ところが、外部監査を受けなくて過料百万円なんですね。それで、払えばいいですよ、そういう人たち。この人たちは払つてないですよ。これは会計士協会に確認しましたところを、いわゆる監査報告書つきの営業報告書の届け出はありません。彼らは、会計士が行つても、いいよ、会計監査なんか受けなくていいと。

○細川政府委員 お答え申し上げます。
計算書類の登記所における公開につきまして、株式会社は、平成二年三月の法制審議会におきまして、株

式会社の貸借対照表等を商業登記所に備え置いて公開すべきものとの答申がございましたが、これに対しましては、会社の負担が重くなるというござります。

続きましたので、その二つの団体に申しこと、あるいはこれが悪用のおそれがあること、計算書類の適正化の措置と同時になされるべきであること、対象となる会社を限定すべきであること等の消極意見が相次ぎまして、最終的に立法化が見送られたという経緯がござります。

しかしながら、ただいま先生御指摘のとおり、この問題は企業のあり方にに関する非常に重要な問題でございますので、私どももいたしましても、その実現のための前提条件の整備について今後とも検討してまいりたいと思っているところでござります。

○若松委員 非常に前向きに検討していただけるということですけれども、あえて私の方から補足させていただきますと、とにかく大会社は早急にやつてもらいたいんですよ。そうしないと、一々こうやって議論して、資料を出す出さないで、何も国会で審議できないですよね。与党の先生方も理解していただけますよね。

それで、実は、住専、これもこの際ですからはつきりさせたいんですけども、住専のときも、特に住専七社の貸付先、ありましたよね。それでも、特に住専七社の貸付先、ありますよね。それで、特にちょうど有名になつた末野興産とかコリンズとか富士住建とか東海興業、こういったところはすべて負債総額二百億円以上、当然監査を受けてください。ところが、外部監査を受けなくて過料一百万円なんですね。それで、払えばいいですよ、そういう人たち。この人たちは払つてないですよ。これは会計士協会に確認しましたところを、いわゆる監査報告書つきの営業報告書の届け出はありません。彼らは、会計士が行つても、いいよ、会計監査なんか受けなくていいと。

ですから、先ほど会社の負担が多い、監査の負担は確かに中小企業には大変です。だから、中小企業と大企業とを早急に立て分けていただいて、行つても、いいよ、会計監査なんか受けなくていいと。

計士協会の両会が醜い争いをしております。私もそんなんつまらない議論をやめて、国民のためのディスクロージャー制度のそういう前向きの議論にしていただきたい。大会社だつたら監査報告書つきの営業報告書を登記しなければ、二年連続登記しなければ会社登録抹消、そのぐらいやつてくださいよ。

実際に、イギリスは、有限責任会社であれば、資本金がゼロでもすべての会社は監査を受けなくとも百万円の過料。それも、払つたか払つてないかもチェックしてない。これも含めて、例えば大会社だつたら監査報告書つきの営業報告書を登記しなければ、二年連続登記しなければ会社登録抹消、そのぐらいやつてくださいよ。

実際には、イギリスは、有限責任会社であれば、資本金がゼロでもすべての会社は監査を受けなくとも、それを登記所に登録する、それをしないと自動的に会社登記抹消、こういう制度ですから、この制度についてどうですか。ぜひ早急に検討していただこうように、これも前向きの答弁をお願いします。

○細川政府委員 上場会社につきましては、証券取引法におきまして計算書類を本店、支店に備え置き、一般の縦覧に供する、あるいは大蔵省においても縦覧に供するということになつてているわけですから、上場企業につきましては十分に開示の制度が図られていると思っております。

それから、いわゆる商法上の大会社、すなわち資本金五億円以上、負債二百億円以上の会社につきましても、これは、先日、若松先生の御質問にお答え申し上げましたとおり、商法上は、これは計算書類を本店、支店に備えておいて、株主及び債権者つまりこの会社の決算について利害関係のある株主及び債権者に対して公開するということになつてているわけございます。

承知のとおりで、事情でできなかつたわけですので、その点は今後とも十分検討していかなければならぬと思っております。
○若松委員 結局、会社に監査報告書済みの計算書を下さないと私が言つてもくれないんですよ、法的に企業に義務化されていないから。ですから、それを義務化させてくださいということなんですね。

そういうことで、その監査報告書つきの営業報告書をぜひ入手しようということいろいろ駆けめぐつたんですねけれども、入手できません。きょう来た、予算委員会理事を経由した資料も部分しかありません。ですから委員長、ぜひ理事会で検討していただきて、この三社の監査報告書がついいる営業報告書、これを委員会に提出するようになって検討をお願いいたします。

そこに、後発事象に二つ大きくありますて、まず第一事象というのは、貸借対照表日、三月二十一日から監査報告書、長銀の監査報告書ですと六月二十五日ですか、ですから三月三十一日から六月二十五日までにわかった後発事象。これについて、第一の事象というのは、そこで三月末に影響するものは三月の決算に入れなさい、そういうふうになつてゐるんです。当然損益も変わります。

これは当然、後発事象、第一か第二か、私は第二だと思うんですけれども、少なくともこれはやはり、長銀にとってはこの有価証券報告書、そして日本リース等三社にとってはその営業報告書に記載されなければいけない、私はそう思うんです。それについて大蔵省、どっちでもいいです。どうぞ、じゃまず日野さん、答えてください。

○細川政府委員 商法上のいわゆる大会社は大体九千社ぐらいあるわけでして、その中には個人的企業のようなものもあるわけですから、大変、すべてにわたってこれを強制するというのは相当いろいろ検討してみないと、できるかどうかといふものは、つまり社会の実情に合っているかどうかというのはわからないんじゃないかと私は思っております。

○若松委員 九千社、イギリスは八十万社登録しています。

法務省 当然今のは登記所制度はもう無理です。それはわかります。だけれども、今時代の要請で、ぜひそれを検討してください。これは続けるのはやめますけれども。

次に、先ほどの日本リース等の三社ですか、ちょっとこれについて大蔵省を中心聞きたいんですけど、されども、九八年三月期、日本リース十五億円の利益が出てるんですね。ランディングイックが三ヶ月で出でたります。(エクス...)

○若松委員 では、この六千八百億円ですか、三社の債権放棄六千八百億円を含む今回の七千五百億円、要引き当てだ、九八年九月末に引き当てでございましたけれども、果たしてこれが本当に九月末でいいのか。本来の会計上でもことしの三月末に計上すべきじやないか、私はそう思えてならないんですね。

どういいますのも、これもおとといの私の、委員会でちょっと触れましたけれども、たしかこの委員会だと思いました、長銀の頭取でしたかね。何で三社が急にこういう状況になつたのかといふと、あの六月五日の現代七月号の記事ですね、「長銀破綻で戦慄の銀行淘汰が始まる」、この記事があつて、資金繰り等に急に厳しくなつて、それでこの三社の経営は困難になつた、こういうことなんです。

これは、監査小六法といういわゆる公認会計士の六法全書みたいなものです。ちょっと補足ですけれども、これは私がこの業界に入つた平成四年のときは約千ページ、今千五百ページになつております。数年間で五割増しなんですよ。非常に今の激動の状況で、いろいろと会計士業界もいわゆる意見書の整備とか、さらに情報公開のルールとか、しております。

それに対し第一の事象というのかありますて、これはこの取扱いを読みますと、第二の事象は、当該事業年度、いわゆる三月までの決算期ですね、その財務諸表には影響を及ぼさないが、次期以後の、いわゆる四月以後の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすものであり、会社の財政状態及び経営成績に関する的確な判断を行うために表示が必要であると認められるもの、これは、少なくとも何らかの形でこの財務諸表に表示しなくてはいけないんです。もし表示がなければ、これは会計士の判断で監査報告書に、第二事象の表示が適切じゃありません、こういうふうにしなくてはいけないんですね。

それで、じや、この第二事象の中はどういうものがあるかといいますと、これも具体例があります。具体例ということで、例えば一つには子会社援助のための多額な負担の発生、こういうことがありますね。これは長銀にとっても、日本リース、子会社じゃないんですけども、これは後で議論します実質いろいろと損を負担しなくちやいけない。それはそうですよ。経営陣の半分以上が長銀からですから。資金も長銀がほとんど、かなりメイン。

そういうところが、三月末から、監査報告書、六月二十五日までこつかひば、これは少なく

○日野政府委員 一般論は大蔵省の企業財務の関係でございますが、具体的に長銀の個別の問題として御指摘でございますので、私から御答弁させさせていただきたいと思います。

確かに、決算が終わった後、さまざまな後発事象が生ずることが考えられるわけでございまして、それを最終的に報告に載せるかどうかということは、結局は、三月の決算のときに引き当てるか償却をするかということを公認会計士あるのは監査法人と相談されて行われるわけでございまして、その六月二十五日の報告にそれが載つてないなかつたということは、結局は、公認会計士がそういうふうに判断されたということと私どもは理解しているわけでございまして、午前中の岩國委員の御質問にもお答えいたしましたが、結局、それは正当な注意といいますか、公認会計士のデューデリジェンスの範囲内ではないかというふうに考えております。

○若松委員 会計士の判断というのは大変重要なと考えます、数千億円に絡む話ですし。かつ、いきなり八月ですよ。決算が六月末で、一ヵ月たつたかたないかぐらいでこうなつてしまつた。私は同じ仲間ですから、彼らは正しい判断をしたと期待したいと思います。ところが、やはり事の重複性から、皮っとう一つ参考など、うしで十数

次に、先ほどの日本リース等の三社ですか、ちよつとこれについて大蔵省を中心聞きたいんですね。されども、九八年三月期、日本リース十五億円の利益が出ているんですね。ランディングクが三千百万円出ております。エヌイーディーが六千百萬出でております。みんな債務超過じゃあります。しっかりとした自己資本があります。これをいきなり、それで、八月ですか、債権放棄してくれど。これは私、どう考へても納得できないんですよ。

ります。数年間で五割増しなんですよ。非常に今この激動の状況で、いろいろと会計士業界もいわゆる意見書の整備とか、さらに情報公開のルールとか、しております。

この中に、後発事象という考え方がありまして、これは「後発事象に関する監査上の取扱い」ということで、昭和五十八年三月二十九日に監査第一委員会というところから出されておりまして、もうこれは会計士にとっては、これを守らなければ自分の命取りという内容になつております。

いけない。それはそうですよ。経営陣の半分以上が長銀からですか。資金も長銀がほとんど、なりメーン。

そういったところが、三月末から、監査報告書、六月二十五日までにわかれば、これは少なくとも財務諸表に記載しなくちゃいけないんです。この三社の経営の悪化というのは、先ほど六月五日の現代の記事がありましたが、六十日間も、この記事によつて、長銀も三社も含む彼らの経営環境というのは激変

きなり八月ですよ。決算が六月末で、一ヵ月たつたからたないかぐらいでこうなつてしまつた。私は同じ仲間ですから、彼らは正しい判断をしたと期待したいと思います。ところが、やはり事の重要性から、彼らをひとつ参考人といふんですか、これは実は同じ同僚も、今度会計士をいじめたとい、こう言うわけですよ、私がいるから遠慮しないましてね。そうじゃなくて、私自身が、やはりこれははつきりしなくちやいけないな、監査の名譽のためにも、長銀そしてこの日本リース、ラン

ディックそしてエヌイーディー、この四社の会計士ですね。

でも、これはわかつていただきたいんですねけれども、会計士がこの場でいわゆる公開という形でありますと、これは会計士の信頼、秘密保持ですから、これは弁護士と同じです、監査制度そのものが崩れます。そうじやなくて、少なくとも理事会とか秘密会議でその方々を招待して、一つの参考として議員の方にも知つていただきたい、それをぜひ提案しますけれども、理事会で取り上げておいただけますか。

○相沢委員長　はい、理事会で協議いたします。

○若松委員　私はこれであしたから仲間から怒られます。

それはいいとしまして、じやもう一つ。今度は法の整備の不備で、日本リースとか、いわゆる銀行持ち株の規制法で5%以上持つてはいけないということで、銀行の関連会社5%未満で少しづつ持たせて、いわゆるイギリスでいうとコンソーシアムとかグループ会社といいますけれども、だけれども実質的に支配している会社、これが日本リース等になると思います。

それで、今、日本は残念ながら連結基準で、実質支配力と言っていますけれども、実質的に支配している会社も資本、持ち株比率に関係なく連結しないといふ会計原則がまだ導入されておりません。実は二〇〇〇年三月期からなんです、これは義務化されているのは、二〇〇〇年三月期という、あと一年と半年です。ですから、第二の日本リースみたいなものが、第三の日本リースみたいなものがこれから出る可能性があるんですよ。それは二〇〇〇年三月まで待たなくちやいけないんです。今、早期は正、そして早くこの不良債権処理を片づけようというときに、これ、あと一年半待たなくちやいけない。ちょっと遅いと思いませんか。これは大蔵省ですかね、どうですか。

○伏屋政府委員　お答えいたします。

今先生言われましたように、企業会計審議会は、平成九年六月に連結財務諸表制度の見直しに

関する意見書を取りまとめまして、その中で、從来、親会社が議決権の過半数を所有していることとされたいた連結対象子会社の判定基準に、先ほどの先生が言われましたいわゆる実質支配力基準を導入いたしまして、議決権の所有割合が五〇%以下であつても他の会社の意思決定機関を支配して

いる場合は、その他の会社も連結して財務諸表を作成することといたしまして、平成十一年四月一日以降開始する事業年度から実施することが提言を受けまして、実施のための省令の改正作業を進めていく予定でございます。

また、今御質問の銀行につきましては、一般的に、これに加えまして、先般金融システム改革の中で改正されました銀行法におきましても、これは平成十一年三月期決算から連結ベースで情報開示を行うこととしておりまして、今後その内容について検討を進めてまいる予定でございます。

○若松委員　これは金融監督庁に聞きましたけれども、これは委員会でも何度も聞きました、日本リース等もちゃんと見てているのですかと。そうしたら、これは監督の対象外ですと言っているわけなんですね。

だけれども、先ほどの連結基準の導入を待たないで、これだけ重要な事柄ですので、いわゆる自己査定にしろ、それを監督庁が今検査しておりますけれども、その検査の過程にあって、既にこういった実質的に支配している貸付企業、実質子会社です、そこにもぜひ検査をしてもらいたいのです。その提言についてはどうお考えですか。

○野野政府委員　たびたびお答え申し上げている会社、仮にそれが実質支配の会社でございまして

ひとと御理解いただきたいと思います。

○若松委員　金融検査の目的って何なんですか。

自分の検査範囲を限定するのが目的なんですか。

金融機関が適正な一つの企業集団経営をしているかどうか、当然それも目的になるでしょう。そろしますと、今の答弁というのは金融監督庁の存在自体を否定しているのですよ。どうですか。

○日野政府委員　私どもは、与えられた法律上の権限に基づきまして、最大限とにかく努力をしていきたいというふうに考えております。

○若松委員　与えられた法律というのを、ちょっと私ども金融監督庁設置法を全部読んだわけじゃないのですけれども、健全な、金融のいわゆる経営監督ですから、それは含まれて当然じやないのですか。違いますか。

○五味政府委員　お答え申し上げます。

先ほどお話をございましたように、金融機関の経営の健全性をチェックいたします際に、金融機関が融資をしております関連会社といふものの実態を把握するというのは、大変重要な要素になります。

先ほど来長官が申しておりますのは、金融監督庁は、その任務といたしまして、預金者の保護なりなんなりのために金融機関の検査あるいは監督を行なうということではございませんけれども、この手段といたしましては、例えば銀行を相手にいたしますときには銀行法の二十五条、これに基づいて検査を行なうということになりますが、この銀行法二十五条におきましては、銀行に対する立ち入りと、それからその子会社に対する立ち入り、これらしか実は認められません。

そこで、私どもは、この関連会社の実態といふものを把握しないでは、やはり銀行の経営の健全性というものをチェックできませんので、銀行本

会社ということに限定されておりまして、その関連会社に対する債権をチェックする際に、その関

その経営が少しかしいでいるような場合には、再建計画を持っているかどうか、それは合理的かどうか、こういったような点をチェックしていく。

甚だ先生からごらんになりますと迂遠な方法かもしませんけれども、銀行法二十五条の権限でできることをするわけにまいりませんので、立入検査はできないということになつておるわけであります。

○若松委員　いわゆる善管注意義務というのと並んで、監督ですから、それは含まれて当然じやないのですか。違いますか。

○五味政府委員　お答え申し上げます。

先ほどお話をございましたように、金融機関の経営の健全性をチェックいたします際に、金融機関が融資をしております関連会社といふものの実態を把握するというのは、大変重要な要素になります。

先ほど来長官が申しておりますのは、金融監督庁は、その任務といたしまして、預金者の保護なりなんなりのために金融機関の検査あるいは監督を行なうということではございませんけれども、この手段といたしましては、例えば銀行を相手にいたしますときには銀行法の二十五条、これに基づいて検査を行なうということになりますが、この銀行法二十五条におきましては、銀行に対する立ち入りと、それからその子会社に対する立ち入り、これらしか実は認められません。

そこで、私どもは、この関連会社の実態といふものを把握しないでは、やはり銀行の経営の健全性というものをチェックできませんので、銀行本

会社ということに限定されておりまして、その関

連会社に対する債権をチェックする際に、その関

連会社のまず財務内容を確認いたしまして、そし

てその関連会社の体力はどうなつてあるか、それからその関連会社を経営支援していく意思が、あ

るいはその経営支援の実態があるかどうか、また

会で検討してください。

○若松委員　わかりました。要は、金融監督庁設置法を改正して、実質支配している会社も対象に

する、それを含めればいいわけですね。ぜひ理事

○相沢委員長 はい、検討いたします。

○若松委員 残り五分になつてきましたので、せひこれ、そういう話は、もつと国民の期待に沿つて聞いてほしいですね。

特に今回のこの日本リース等、自分たちが債権放棄して公的資金を受ける。こんなのが幾つもやられたら、かつ二〇〇〇年三月まではこういつたところに對する決算のそういうシステムに反映されないですね。今言つたような答弁をしている。いきなりまたこういう事例が出てくる。どの銀行モリース会社持っていますよ、ファイナンスカンパニー持っていますよ。それで、そのたびに債権放棄して。これじゃもう国民は本当にやつていけないと思います。それをぜひ真剣に検討していただきたいのです。今回のこの日本リース等の、債権放棄して公的資金を受けるやり方は最大のモラルハザードですよ。これを強く主張します。

それで、株主責任で、これも石井議員が言つておりますけれども、これはいつ株価算定をするのか。いや、合併比率の算定期間はいつかということがなんですか。長銀のケースで、特に普通株主の合併比率の算定期間。それをやつた場合に、現時点で幾らぐらいたる株主の損失が見込まれるか、ちょっと端的に説明していただけますか。

○日野政府委員 合併比率を算定期間に当たりましては、さまざまな方法があることは、もう委員会持つてあります。

それで、株主責任で、これも石井議員が言つておりますけれども、これはいつ株価算定をするのか。いや、合併比率の算定期間はいつかということがなんですか。長銀のケースで、特に普通株主の合併比率の算定期間。それをやつた場合に、現時点で幾らぐらいたる株主の損失が見込まれるか、ちょっと端的に説明していただけますか。

そういうことです。

○若松委員 いや、ちょっとこれは具体例で、今後のまた議論の一つの、ちょっと時間がないため提示だけで終わってしまいますけれども、九八年三月末の長銀の発行株式数、これは普通株だけですけれども、二十三億九千二百九十万四千二百

十二株、これの三月末の株価が二百三十二円、これを時価に相当しますと五千五百五十一億五千四百万円、これがいわゆる投資家が持っている三月末の評価なのですね。

○相沢委員長 これにて若松君の質疑は終了いたしました。

次に、小池百合子君。

○小池委員 自由党の小池百合子でございます。さて、我が国の景気、依然冷え込んだままです。

合併というのは、何が客観的な基準かというと、これはMアンドAの一般的な常識論はやはり株価なのですよ。そして、昨日末の長銀が五十二円、住信が四百一円、そうすると、合併して、長銀は自分の株を全部なくして住銀の株をもらうわけです。ですから、長銀が五十二ですから、四百一分の五十二・一二・九七%。これがいわゆる合併比率という形で、ですから、その三月末の長銀の発行数に対して長銀の株主が住信の株を交換される株数というのは、一二・九七%掛けて約三億一千三十五万九千六百七十六株ですね。これを時価にあらわしますと、きのうの時点が四百一円ですので、そうすると、一千二百四十四億五千四百万円。

ところが、さつきのこととの三月末の長銀の時価ですね、五千五百一億五千四百万円。そうすると、今長銀の株を持っている人は、きのう時点の合併比率でやりますと、いわゆる株主責任と価だけなしに、さまざまな切り口があるわけでございまして、いつそういうことを行うかということは、あくまでこれから住友信託銀行との合併の話し合いを通じて両行の間で決定されるものであるというふうに承知しております。

○若松委員 話し合いでですから、これは監督庁の介入の余地はない、大蔵省の介入の余地はない、

る金額が一千百四十八億五千九百万円、これがいわゆる株主責任を回避している実質的な話なのであります。ですから、合併比率をするにしろ何にしろ、これは公的資金投入後じやだめなのですよ。国民の税金をそのために、株主責任を軽減させるために使つてはいけません。

それを強く主張して、時間ですので質問を終わります。ありがとうございました。

○相沢委員長 これにて若松君の質疑は終了いたしました。

次に、小池百合子君。

○小池委員 自由党の小池百合子でございます。さて、我が国の景気、依然冷え込んだままです。

合併というのは、何が客観的な基準かというと、これはMアンドAの一般的な常識論はやはり株価なのですよ。そして、昨日末の長銀が五十二円、住信が四百一円、そうすると、合併して、長銀は自分の株を全部なくして住銀の株をもらうわけです。ですから、長銀が五十二ですから、四百一分の五十二・一二・九七%。これがいわゆる合併比率という形で、ですから、その三月末の長銀の発行数に対して長銀の株主が住信の株を交換される株数というのは、一二・九七%掛けて約三億一千三十五万九千六百七十六株ですね。これを時価にあらわしますと、きのうの時点が四百一円ですので、そうすると、一千二百四十四億五千四百万円。

ところが、さつきのこととの三月末の長銀の時価ですね、五千五百一億五千四百万円。そうすると、今長銀の株を持っている人は、きのう時点の合併比率でやりますと、いわゆる株主責任と価だけなしに、さまざまな切り口があるわけでございまして、いつそういうことを行うかということは、あくまでこれから住友信託銀行との合併の話し合いを通じて両行の間で決定されるものであるというふうに承知しております。

○若松委員 話し合いでですから、これは監督庁の介入の余地はない、大蔵省の介入の余地はない、

りと市場に、そして国民に伝わること、それを申し上げてきた次第でございます。もちろん、これ以上超低金利が長々と続きますと、年金生活者、預金者にとりましては非常に厳しい状況が続く。一方で、この超低金利によりまして銀行は最高益を上げるなど、非常にいい環境を擁しているにもかかわらず、この不良債権処理が進まず、さらにその危険水域をどんどんと切つてきているというような状況でございます。

きょうは、折しも日銀の政策委員会が行われている最中に日銀総裁にお出ましをいただいているわけで、この件についてきょうこのときに伺うのは非常に立場上難いかとは思いますが、さりとて、こういった経済状況の中で、私自身もこのことは一つの意見としてぜひとも申し上げたいと思います。昨日、八月の卸売物価、前月比〇・一%のマイナスということで、さらに一層デフレーションのマイナスということです。ただし、螺屋方で、民間のシンクタンクも、主要企業のこれらから見通し」ということで五年ぶりに二けたの減益率という形で、ですから、その三月末の長銀の発行数に対して長銀の株主が住信の株を交換されるべきだ厳しい」と、私は国語審議会のメンバーではございませんので、どっちが最上級でどっちが比較級なのかよくわかりませんが、とにかく厳しいということを強調しておられました。

また、金利の動きを見ますと、史上最低の現在の金利水準、公定歩合水準も最低を記録してから既に四年目を迎えたところでございますし、また国債の利回りも、これは後世の教科書に載るであろう十七世紀ジエノバでつけた最低の金利を、これをさら下回る、日本が更新してしまうということが現実として起つてきているわけございま

す。

以前から私は、大蔵委員会の場でも再三申し上げてきたわけございますが、既に我が国はデフレ経済の域に入っているのではないか、むしろそれを早く認めた上でさらに大胆な策をとるということが現実として起つてきているわけございま

す。

それから、この景気のことについては、きょうは総裁が政策委員会の真つただ中ということです。ぜひともお願いをしたい次第でございます。

それから、この景気のことについては、きょうは総裁が政策委員会の真つただ中ということです。ぜひともお願いをしたい次第でございます。

それから、この景気のことについては、きょうは総裁が政策委員会の真つただ中ということです。ぜひともお願いをしたい次第でございます。

それから、この景気のことについては、きょうは総裁が政策委員会の真つただ中ということです。ぜひともお願いをしたい次第でございます。

それから、この景気のことについては、きょうは総裁が政策委員会の真つただ中ということです。ぜひともお願いをしたい次第でございます。

それから、この景気のことについては、きょうは総裁が政策委員会の真つただ中ということです。ぜひともお願いをしたい次第でございます。

それから、この景気のことについては、きょうは総裁が政策委員会の真つただ中ということです。ぜひともお願いをしたい次第でございます。

○宮澤国務大臣 今小池委員の言われましたよう

ませんし、これは大、小あるいは製造、非製造全部絡めまして、ほとんど大きな意欲が見られませんし、在庫水準は依然として高いということでございます。

そこで、そうなれば国民消費ということでござりますけれども、これも、申し上げるまでもなく極めて消極的でございますし、おっしゃいましたように、卸売物価はマイナスになつてきているという、よつたなことでございます。ですから、輸出はかなりの水準にござりますが、彼らでも輸出をしていいという環境にもございませんし、レートの関係もござります。ですから、これに大きな期待をこれ以上かけることは余り適当なことではないだろ

うといふに思います。輸入は減退をしておる、したがつて貿易収支は黒字が増大の傾向にあることと思います。

それらを総合いたしますと、いつこの景気回復のきっかけをつかめるかということは、今のことろ、いつごろといふに申し上げることがなかなかできません。今まで政府が相当な努力をしておりますその累積効果、あるいは、これから明年度は所得税、法人税の減税もいたしたいと思いますし、予算編成はかなり積極的にいたすつもりでございますが、他方で、ごらんのように金融問題、いわゆる不良債権をめぐる状況は、まだ改善をいたしておりませんし、これも時間がかかるような印象を国民は持つておられると思います。

そういうふうにいたしますと、なかなかここでいうきつかけで景気が上昇をつかめるというような感じにはなつておらないというのが正直なところで、それが、堺屋長官が昨日あいさうな表現を使われたんだと思います。

ただ、堀屋さん御自身は、これはデフレであるかということについては必ずしもそう思つておられないようでありまして、堀屋さんのお考えでは、デフレというのはやはりサイクルになる、サ

ようで、これはしかし、いろいろ世の中に御議論のあるところでございます。

ですから、いずれにいたしましても、一刻も早く景気回復の端緒をつかみたいといろいろな努力をいたしておりますけれども、まだ、このトンネルの向こうに明かりが見えたとまではちょっと

だいまの段階で申し上げにくい。私自身は、日本経済はこれだけの力を持っておりませんから、いつまでも雲の中を飛行することはないだろう、願わくば青空に出たときに二十一世紀に向かって間違いない方向に飛んでいたい、こういふに思つておるわけでございますけれども、いつになつた

日が先に見えるか、正直を申してまだ申し上げにくい状況だと思っております。

○小池委員 日本経済、まだトンネルの中であるというお話をございました。その暗いトンネルの

中で、この委員会の方でも再三議論が行われていますが、長銀問題にも絡みます。○遠水参考人 小池委員から、大変私の立場をお聞きいただきまして、金融政策につきましては、私は非常に厳しいと思って、経済金融情勢、市場に対するものでありますと現時点では思つておられるのか、前回の御訂正があるのならば、それでお話をいただければと思います。

○遠水参考人 小池委員から、大変私の立場をお考えいただきまして、金融政策につきましては、私は非常に厳しいと思って、経済金融情勢、適時適切な対策を打つて、このことと、きょうも朝から議論をしておりますところをございますので、そのことだけ申し上げて、その点は、よくお考へいただいてどうもありがとうございます。

デリバティブにつきましては、私は八月の記者会見で、日本の大手銀行というものが破綻を起こしたときというふうに想定元本をもつて取引を相対でやっているわけですから、突如破綻すれば非常に大きな影響があるのですよといふと例えればと言つて、デリバティブなども五十兆、七十兆といふような表現を使われたんだと思います。

速水日銀総裁におかれましては、我が党の谷口議員の質問の際に、このデリバティアスの部門に大きな影響が出るという指摘をされ、そして具体的にこれまでの、何か破綻の歴史といいますか、かとすることについては必ずしもそう思つておられないようでありまして、堀屋さんの御考えでは、デフレというのはやはりサイクルになる、サ

倍以上に増大しているのですね。先ほどおっしゃったように、以前はこういうものはなかつたわけです。ところが、新しいだけに、大銀行が破綻をしてデリバティブにどういう影響を与えたか

ということは、まだその前例がないわけですね。だけども、それは相対取引ですから、相手が破綻を起こした場合にはやはりデフォルト条項というものが直ちに発動されて、取引が、契約がキャンセルになつていくわけですが、世界じゅうに非常に大きな、国内ももちろんですけれども、影響を与えることは、これはもう当然だと思います。

そういうことで、大銀行の場合には、例えば長銀の場合は、例えは長銀は十数兆という金融債を発行して、それが、投資家の資産、負債を持つていて、しかも中長期銀行ということですから、中長期の貸し出しをたくさん持つていて、同時に、債務サイドでは十数兆という金融債を発行して、それが、投資家も持つていて、取引先も持つていて、いろいろ担保に使われたりして、現在まだ生きているわけですね。そういう内外に大きな取引関係を持つていて、大銀行、マネー・セント・バンクと言つておりますけれども、そういう銀行が破綻したときのことは、普通の小さい地方銀行が破綻したときは随分影響が違うのですよといふことを言つたかたがひとり歩きして、国会でもマスコミでも非常に大きく取り上げられたといふのが実情でございます。

デリバティブ取引というのは、御承知のようにオーバーバランスシートでございますから、資産、負債のほかにこういう取引があつて、それが突如破綻するということになりますと、非常に大きな迷惑をかけるし、混乱を海外にも起こすといふことを言つたつもりなんです。

これは、特に日本の邦銀というのは大きいです。しかし、デリバティブ取引といふのと、まさにこれまでの、何か破綻の歴史といいますか、中でも、世界じゅうからいろいろな問題が起こつてきて、アメリカも繁栄のオアシスの中にゆつ

りしているわけにはいかなくなってきたといったことを考えていただきたい、その一例としてデリバティブを言つたわけで、デリバティブが大きな影響を持つていてることはもちろん確かにございます。なぜかと申しますと、それが衰えてきていたり、あるいは破綻した場合の混乱など、いろいろな意味でござります。

だけれども、このほかにもたくさん、海外、マネー・センター・バンクで活動している以上、あちらこちらに影響力があるのは、もちろん確かでございます。

○小池委員 デリバティブスというものは大変わかりにくい。実際にそれを構築している人材といいますと、かつてはペンタゴンであるとかNASAに勤めていたような技術者が、むしろ平和の配当なのかどうなのか知りませんが、それが強道弾のサイン、コサインを駆使して、非常に高度な数学的な、そういうことで商品をつくっている。非常にわかりにくい。ましてや、最近はもう、金融機関の方になりますと、本当にデリバティブということが、非常に重要な人の方が多いという

そういうことで、今、この金融破綻の問題につきまして非常におどろおどろしいことが、何か物がわからないからといって、おどろおどろしいことが、よく使われる言葉として出てくるわけでございますが、それはむしろ疑心暗鬼をさらに大きくして、もちろん重要なことは重要なことでございますけれども、何か不安をかき立て、そしてその後の目的に向かっているといつよつなことが、非常に感じるところが多いわけでござります。

ですから、きつとはつきりと、これがこうな

んですということをきつちりと御説明をいただいて、そしてみんなが納得できる形ということに努めさせていただきたいというのが私のお願いでござります。

そこで、デリバティブ取引の問題、金融監督庁ができる前でしたでしょか、大蔵委員会の方で、大蔵省の金融の方で一体このデリバティブスについて本当によくわかつている人は何人おられるのですかとということをお尋ねしたことがござります。結論とすれば、答えは返つてしまいませんでした。すなわち、それはいないというふうに私は理解したわけでございまして、いなくて当然といいますか、今の霞が関の機関では、それはもう仕方がないことなのかなというふうにも思うわけですが、定員はふえましても結局問題は人材だらうかと思いますので、人材は、単に官のみならず、広く民間をも含めて、ただいま小池委員が御指摘になりましたように、行政改革を大胆にやり遂げたおっしゃいましたけれども、私は人材じやないと思うのですね。やはり人材の内容だと思うのですが、定員はふえましても結局問題は人材だらうかと思いますので、人材は、単に官のみならず、広く民間をも含めて、ただいま小池委員が御指摘になりましたようないろいろな意味での専門家をこれから登用に努めて、専門家の育成を図つてまいりたいと思つているところでござります。

○小池委員 以前、行政改革を大胆にやり遂げたニュージーランドに参りましたときに、あちらの中央銀行総裁にお目にかかりました。御自身は非常に安いお給料なんですが、スタッフのためにはそれこそ何千万円という金額のお給料を用意して、契約でそれを雇い入れたというような話も聞きました。特に、デリバティブであるとか為替の本当の現場にいた人たちというのは、非常に高給取りが多うござります。そこで急に日本のためといつても、なかなかそういう人は来てくれるのも限らない。ですから、非常にその辺のところ、まあこれは公務員の給与体系の問題にもかかわってくるでございましょうけれども、それくらいの柔軟性を持たせてもいいのではないかと私は思つてゐるところでござります。

さて、長銀問題に関連いたしまして、これは私どもの議員もそれぞ直接長銀の方にお尋ねもしたところでござりますけれども、金融債の償還が六月、七月、八月、九月、特に九月、十月になりますとピークを迎えるわけでござります。

○中川(雅)政府委員 資金運用部資金の運用対象

市場リスクの検査室を設けまして、組織整備を図つていただけるところでござります。

また、高度化の著しい金融商品、金融取引等の検査のためには、これらに精通した民間の専門家を活用することが効果的であると考えまして、発足に当たりましては、公認会計士五名を検査官に、それから商法学者の方には参事として来ていただいているところでござります。

そこで、デリバティブ取引の問題、金融監督庁ができる前でしたでしょか、大蔵委員会の方で、大蔵省の金融の方で一体このデリバティブスについて本当によくわかつている人は何人おられるのですかとということをお尋ねしたことがござります。結論とすれば、答えは返つてしまいませんでした。すなわち、それはいないというふうに私は理解したわけでございまして、いなくて当然といいますか、今の霞が関の機関では、それはもう仕方がないことなのかなというふうにも思うわけですが、定員はふえましても結局問題は人材だらうかと思いますので、人材は、単に官のみならず、広く民間をも含めて、ただいま小池委員が御指摘になりましたようないろいろな意味での専門家をこれから登用に努めて、専門家の育成を図つてまいりたいと思つているところでござります。

○日野政府委員 お答えいたします。

主要十九行のデリバティブ取引の状況を計算しましても、平成十年の三月には二千三百五兆円という、これは想定元本でございますが、大変大規模なものになつております。

こういったことで、金融の自由化、国際化の進展に伴いまして、こういったオフバランス取引が急速に増加しておりますので、私どももいたしまして、市場関連取引にかかるリスク管理体制の実態把握に努めているところでございまして、金融監督庁の発足に当たりましては、検査部内に

と、それだけのお金が戻つてきた人は、それをまた再投資するわけですね。そしてそのお金はまたぐるぐる回るということですが、投資家の一般的な常識として考えますと、長銀から償還されたお金がまた長銀の方で回るということは非常に考えにくいい。

そうしますと、その部分、例えば九月では七百億というところではござりますけれども、そこで新たに金融の商品を長銀から買うというのは、私ならいたしません。そうなると、その部分が、発行額との差といふのは大変大きなものがあるわけでございますが、日銀総裁、こちらはまだ日銀貸し出しといふことはやつてはおられないのですよね。

〔委員長退席、石原委員長代理着席〕

○速水参考人 まだ、そういう形での日銀貸し出しことには長銀には出でおりません。

おっしゃるよう、金融債といふのは、先ほども十数兆と申しましたけれども、今現にいろいろな取引の担保に使われたり投資家が持つていており、随分広範に広がつてゐるものでござりますから、それをどうやって処理していくかというのはこれまで非常に大きな問題であることは、もう御指摘のとおりでござります。

○小池委員 総裁はお戻りいただきても結構でござります。ありがとうございました。

非常に簡単な算数でいきましても、償還の額が六千億そして五千億といった単位で行われる、それで発行額が少ない。となると、この部分がどうしても足りなくなるわけでござります。そうなると考えられるのは、今の日銀総裁にお尋ねした件、それから實際には貸し金の回収、つまり貸し済りをまた増大させるという結果、さらには、だれか本当に奇麗な人が買つて、それはある意味で我が國政府そのものが買つてゐるのでないかと思うのですが、大蔵省資金運用部、そのあたりはどうなっていますでしょうか。

れておりまして、その中に国債等と並んで金融債も運用対象として掲げられております。現在、資金運用部は金融債を保有いたしております。しかしながら、特定の銀行の発行する金融債の購入状況等個別の取引に関することは、市場への影響も考えられますので、個別の内容については御容赦いただきたいわけでございます。

いずれにいたしましても、資金運用部資金の運用に当たりましては、財投計画に沿って適切に運用し、財投計画外の資金につきましては、資金運用部全体の資産、負債の状況、あるいは機動的な彈力的な運用をしていくための流動性確保の必要性といったような点を勘案しまして、適切な運用を行つておるところでございます。

○小池委員 個別の金融債の買い入れが幾らであるかということは明示できない、そうしますと、金融債全体ではないかがございましょうか。例えば五月、六月、七月、この数カ月の資金運用部の運用の中に占める金融債の割合というものは出せるのでしょうか。

○中川(雅)政府委員 資金運用部の保有する金融債の残高でございますが、平成九年の三月末で全体で八兆六千五百四十億円、平成十年三月末で四兆三百五十三億円というところでございます。

○小池委員 かなり減らしておられるのは、ある意味で健全なかもしませんが、

さて、この長銀への資金投入の話で、これはもう本当に、町の方々がおっしゃっているのは、拓銀はつぶしたけれども何で長銀は助けたと言ったときに、必ず出てくるのは、政治家のお金がいっぱい入っているからでしょうといふのは、拓銀はつぶしたけれども何で長銀は助けたのかと、金額の割合は無記名でございますから、国会議員の購入者の名前を全部出せと言いたいところでございますが、多分物理的に、無記名であることからそれは理論的に無理なことなのだと思いますが、これまだか答えてくださるのかな。

○宮澤国務大臣 前段のところでございますけれ

ども、拓銀の預金が全額保護されるよう金融債も全額保護されますので、そういう意味では、政

治家のお金云々などとは余りどうもそこに関係がないように思います。

らくわかつてないというのが、無記名ではないかと思いますけれども。

○小池委員 いずれにいたしましても、普通の人

の感覚、今この問題を見詰めている感覚の心の底にそういうことがある。それだけに、我々は資産公開などを行つておるわけではござりますけれども、それに対する対応して、まだ政治に対する不信

がそこにも実はあるということは指摘しておかなければならぬと思います。

さて、時間もございませんので、せっかくお越しいただきました佐々波委員長にちよつとお伺いをしたいと思うわけですが、連日御苦労さまでございます。

三月に資本注入を行つたわけでございますけれども、その当時、これはこの委員会で皆が指摘しているわけでござりますけれども、長銀は健全な銀行であったというお墨つきがあつたからこそ、

長銀にも一千七百億円を超える資本注入が行われたわけでございます。そしてそのとき、これはその後の御答弁でかなり修正などもなさつておられるのですが、個別のことについては余り御承知な

ども、そのままに実はありますとそれに尽きたわけでございます。

三月に資本注入を行つたわけでございますけれども、その当時、これはこの委員会で皆が指摘しているわけでござりますけれども、長銀は健全な銀行であったというお墨つきがあつたからこそ、

長銀にも一千七百億円を超える資本注入が行われたわけでございます。そしてそのとき、これはそのままに実はありますとそれに尽きたわけでございます。

三月に資本注入を行つたわけでございますけれども、その当時、これはこの委員会で皆が指摘しているわけでござりますけれども、長銀は健全な銀行であったというお墨つきがあつたからこそ、

長銀にも一千七百億円を超える資本注入が行われたわけでございます。そしてそのとき、これはそのままに実はありますとそれに尽きたわけでございます。

三月に資本注入を行つたわけでございますけれども、その当時、これはこの委員会で皆が指摘しているわけでござりますけれども、長銀は健全な銀行であったというお墨つきがあつたからこそ、

長銀にも一千七百億円を超える資本注入が行われたわけでございます。そしてそのとき、これはそのままに実はありますとそれに尽きたわけでございます。

三月に資本注入を行つたわけでございますけれども、その当時、これはこの委員会で皆が指摘しているわけでござりますけれども、長銀は健全な銀行であったというお墨つきがあつたからこそ、

長銀にも一千七百億円を超える資本注入が行われたわけでございます。そしてそのとき、これはそのままに実はありますとそれに尽きたわけでございます。

三月に資本注入を行つたわけでございますけれども、その当時、これはこの委員会で皆が指摘しているわけでござりますけれども、長銀は健全な銀行であったというお墨つきがあつたからこそ、

長銀にも一千七百億円を超える資本注入が行われたわけでございます。そしてそのとき、これはそのままに実はありますとそれに尽きたわけでございます。

○佐々波参考人 質問がいろいろ多岐にわたりましたので、適切なお答えができるかどうかわかりませんけれども、できるだけお話ししたいというふうに思います。

三月の資本注入に際しましては、審査委員会は、申請を受けました二十一行について、個別行の内容を審査した上で、御質問にありましたような優先株などの引き受けを決定いたしました。

より具体的に申しますと、申請のありました二十一行につきまして、事務局による事前のヒアリングを行つまして、その後、審査委員会といふものを開催いたしまして、申請内容と健全性確保の計画及び自己査定資料などに基づきまして、各行の不良債権の償却、引き当ての方針、それからストラーテジック計画、倫理規定、貸し済り対応などの方針について審査いたしました。さらに、各行の頭取から直接ヒアリングを行いました。

その過程で、申請銀行の資産状況というのは、審査委員会といつしまして当然非常に大きなか coppiaックル事項というふうに認識いたしておりましたので、審査委員の意向を代表する形で、私の方から大蔵大臣、日銀総裁に事実関係の質問をさせいただきました。その際に、お二人、つまり大蔵大臣、日銀総裁におかれましては、急遽各行から直接ヒアリングを行いました。

その結果で、申請銀行の資産状況というのは、私が実際に見たわけではないのですけれども、百箱と聞いておりますけれども、に及びますと信明細表というものを微求されて、数十人のベテラン監査及び考査マンが昼夜兼行で検査をしたというふうに聞いております。

各行の資本注入に際しましての優先株などの発行条件を決めるに当たりましては、内外で経験と実績というものを評価されております複数の専門機関の評価を依頼いたしました。その結果を踏まえまして、審査委員会でそれを参考にして、今御指摘になりました各行別の条件というものを決めた結果でございます。先ほど御指摘がありましたのは、その結果というふうに御理解いただきたいというふうに思います。

○小池委員長代理 小池君に申し上げます。

質疑時間が終了しておりますので、御協力くださいますようお願い申し上げます。

○小池委員 さらなる資本注入等々となつてまいりますと、これらの審査委員会の、その存在そのものも問われてくるというふうに思うわけでござります。

松田理事長、預金保険機構のこれから、二十兆円というお金を預かっておられるわけですね、それに対するデューブロセスが見えないことが

問題になつていて、そのためでございますので、審議の

議事録をお出しになるというのはいかがでしょう

○松田参考人 情報公開の重要さというのは、私も肌身に感じているところでござりますけれども、法律に、当審査委員会の、例えば引き受け承認を決めたという重要な会議の議事録については、相当期間を委員会で決めて、その後公開せよと条文に書いてございます。そこで、当審査委員会としても、相当の期間というのはどう考えたらいいのかとということいろいろ議論をいたしておりまして、外国の例を調べたり、いろいろなことを調べまして、今現に検討しているところでございます。

ところで、不良債権の償却、引き当て方針が適切かどうか、こういう点を挙げまして、その観點から申請金融機関の代表よりヒアリングを行うなど、精力的に審議を進めてまいりました、このように述べております。やはり不良債権の処理がどうなっているかということが銀行の経営状態を診断するためには大変重要だ、このように認識をされているということだと思いますけれども、それによろしいですね。

○佐々木(憲)委員 従来の公表されているもの、それからリスク管理債権など、いわばその総額について数字を確かめられたということだろうと思うのです。

では、具体的に不良債権の中身ですね。「二十一行あります。」
の不良債権の内容について、どういう分野にどの
ようふうに貸し出されたかというような具体的な審査
はされたのでしょうか。

して、その結果を審査委員会の席上で大蔵大臣と日銀総裁から御発表いただいて、その上でさらには、健全性確保計画の中にあつた、先ほど申し上げた不良債権の処理方針なんかは正しいのか、あるいは不良債権総額の発表が正しいのか、そういう点もいろいろ吟味しながら総合的に判断をしていったということをございます。

したがいまして、審査会の席上で一行当たり膨大な貸出先の債権のラインシートを全部見るとということは事実上できませんでしたし、それはしませんでしたけれども、その前にいただいた意見は精査を尽くした結果であろうという認識でござります。

それはそれとして、今後の問題ですけれども、できるだけ情報公開に近いものの、議事録を出せなければ何かそれにかわるようなもの、もつともそれは議事録のようにいきませんけれども、何かそういうものを考えていく必要があるのでないかということで、いろいろ検討させてもらっているということです。

○小池委員 早急にそれを出していただくことを強く求めまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○石原委員長代理 これにて小池君の質疑は終了いたしました。

次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 長銀問題について、政府は、公的資金を入れなければ大変なことになるといふようなことを繰り返しておりますけれども、そういう危機的な状況にあるならば、この危機管理審査委員会がどのような審査をしたのかというのが問われるわけでございまして、なぜ三月の資本注入の時点でののような状態が発見できなかつたのかとすることが問われるわけです。果たしてまともな審査が行われたのかどうか、きょうは、この点を事実に即してお聞きをしたいと思います。

○佐々木(憲)委員 長銀問題について、政府は、
公的資金を入れなければ大変なことになるといふ
ようなことを繰り返しておりますけれども、そつ
いう危機的な状況にあるならば、この危機管理審
査委員会がどのような審査をしたのかというのが
問われるわけでございまして、なぜ三月の資本注
入の時点でそのような状態が発見できなかつたの
かということが問われるわけです。果たしてまと
もな審査が行われたのかどうか、きょうは、この
点を事実に即してお聞きをしたいと思います。
まず、佐々波委員長にお聞きをいたしますけれ
ども、三月十日に委員長が記者会見をされまし
て、その発言要旨を拝見いたしますと、最初のと

○佐々木(憲)委員 今お答えのよがに 不良債権がどの程度あるのか、また、それがなぜつくられたのかという点を調べることは大変重要なと思うわけでござります。

そこで、具体的にお聞きしますけれども、三月の資本注入のときに、この不良債権の実態についてどの程度、どのように審査されたのかというふことをお聞きしたいと思うのですが、提出されました資料の中に、不良債権の具体的な実態を示す資料があつたのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○松田参考人 先生御指摘の不良債権は、健全性確保計画というのを出させておりまして、その中に、従来の公表の不良債権の額と、それから、でき得れば、後で補完させましたけれども、リスク管理債権、新しいSEC並みの不良債権の総額、それを書かせて出させております。

と同時に、先ほどちょっと触れましたように、自己査定のときに、どういう引き当てや償却の方針を立ててやっているかということについても健

さいますとともに、同時に私とも審査会といいたしましては、本来要求されではいませんでしたけれども、各行から自己査定の総括表をとりました。

と同時に、限られた条件の中、つまり、三月五日に申請を受けて、商法上の制限その他ございましてので、優先株の発行を決めるのはいろいろな意味で十日ぐらいまでしか時間がなかつたのですね。その間に、どういう能率的でしかも実務に適した審査をするかということで、いろいろ案があつたわけですが、その一つとして、事実関係について誤りがあるかないかたどす方法として、審査委員会のメンバーである考査や検査の権限をお持ちの大蔵大臣と日銀総裁に、委員長の方から御依頼を申し上げまして、自己査定にまつわる各種の資料を精査していくただいて総括的な意見を返していただきたい、こういう御依頼を申し上げました。

その後、先ほど委員長が申し上げおりましたけれども、相当量のラインシートを各行から取り寄せまして、大蔵省・日銀でそれを精査いたしま

さあ、そうなりますと、この審査委員会といふのは具体的な資料の審査をやっていなかつたということになるのです。つまり、ラインシートを見ていないのであるわけですね。

例えれば、ことしの二月三日の大蔵委員会の質疑の中では、これは民主党の日野議員だつたと思いまが、「事務局の人たちの言うことを聞いて、はい、あなた方事務局の判断はそうですか、ではそままりいましよう」ということになるのかと聞かれまして、山口銀行局長は、「そうしたデータを客観的に事務方が上げて、それを有識者すべての方が自分の目できちんと御判断いただけるものというふうに思つておりますので、委員の御懇意のような点はないのではないか」というふうに思つておる」と答えてゐるのです。

つまり、具体的な資料、データを、事務方が一ことですよ」というのを聞いて、そうしましようということではなくて、その資料そのものを自分の目できちんと御判断いただける、そういうものでなければなりませんね。

○佐々木(憲)委員 従来の公表されているものの、それからリスク管理債権など、いわばその総額について数字を確かめられたということだらうと思うのです。

では、具体的に不良債権の中身ですね。「二十一行あります。が、例えば長銀なら長銀について、その不良債権の内容について、どういう分野にどのようすに貸し出されたかというような具体的な審議はされたのでしょうか。

○松田参考人 先生御指摘のように、事実関係、特に自己査定にまつわる関係の信憑性といいますか、事実に誤りがあるかないか、これを審査するということとも非常に重要なポイントであることは間違ひありません。それで、先ほど申し上げたのは健全性確保計画の中に書き込んできたものでございます。同時に、私ども審査会といたしましては、本来要求されてはいませんでしたけれども、各行から自己査定の総括表をとりました。

と同時に、限られた条件の中、つまり、三月五日に申請を受けて、商法上の制限その他ございましては、優先株の発行を決めるのはいろいろな意味で十日ぐらいまでしか時間がなかつたのですね。その間に、どういう能率的でしかも実務に適した審査をするかということで、いろいろ案があつたわけですが、その一つとして、事実関係について誤りがあるかないかただす方法として、審査委員会のメンバーである考査や検査の権限をお持ちの大蔵大臣と日銀総裁に、委員長の方から御依頼を申し上げまして、自己査定にまつわる各種の資料を精査していくただいて総括的な意見を返していただきたい、こういう御依頼を申し上げました。

その後、先ほど委員長が申し上げおりましたけれども、相当量のラインシートを各行から取り寄せまして、大蔵省 日銀でそれを精査いたしました。

して、その結果を審査委員会の席上で大蔵大臣と
日銀総裁から御発表いただいて、その上でさら
に、健全性確保計画の中にあつた、先ほど申し上
げた不良債権の処理方針なんかは正しいのか、あ
るいは不良債権総額の発表が正しいのか、そうい
う点もいろいろ吟味しながら総合的に判断をして
いたといったことでございます。

したがいまして、審査会の席上で一行当たり膨
大な貸出先の債権のラインシートを全部見るとい
うことは事実上できませんでし、それはしま
せんでしたけれども、その前にいたいたい意見は
精査を尽くした結果であろうという認識でござい
ます。

〔石原委員長代理退席、委員長着席〕

○佐々木(憲)委員 今のお答弁で審査のやり方の一
端が明らかになつたと思います。つまり、具体的
なラインシートは直接は見ていない、しかし大蔵
省や日銀のいわば専門家がそれを見て、その精査
した総括的な意見をいただいた、こういうことで
ありますね。

さあ、そうなりますと、この審査委員会といふ
のは具体的な資料の審査をやっていなかつたとい
うことになるのです。つまり、ラインシートを見
ていないとということになるわけですね。

例えば、ことしの二月三日の大蔵委員会の質疑
の中で、これは民主党の日野議員だったと思いま
すが、「事務局の人たちの言うことを聞いて、は
い、あなた方事務局の判断はそうですか、ではそ
うまいりましょう、」こういうことになるのかと
聞かれまして、山口銀行局長は、「そうしたアーテ
タを客観的に事務方が上げて、それを有識者すべ
ての方が自分の目できちんと御判断いただけるも
ののいうふうに思っておりますので、委員の御懇
意のような点はないのではないかというふうに
思つておる」と答えておるのであります。

つまり、具体的な資料、データを、事務方が
うですよというのを聞いて、そうしましようとい
うことではなくて、その資料そのものを自分の目で
きちんと御判断いただける、そういうものでなければ
思つておる」と答えておるのであります。

ればならない、こういうふうに答えておるわけで、今度の今御答弁をいたいたい内容をお聞きますと、その資料は見ていない、具体的な実態についてはよく調べていないということになるわけですね。私は、これは極めて重大な問題だと思うのですよ。

不良債権の実態を総額で幾ら把握したって、それが一体どういう分野にどういう形でどのようになっているのか、より突っ込んで言えばなぜそれがつくられたのか、こういうところまで突っ込んで審査をしなければ、例えば長銀問題のような、今のような事態になつても、その当時はわからなかつた、こういうことになるわけで、審査委員会そのものの審査の内容が問われるわけです。

例えば、ノンバンクの問題が今大事な問題になつてゐる。長銀の三つのノンバンクで五千二百億円の債権放棄を行つて、今回の長銀の処理の内容の中でも一番中心的な内容になつておりますね。さあそれでは、この審査委員会では、果たしてノンバンクについてどの程度その資料が提出されたのか。

今回この問題について野党が要求して出された資料によりますと、長銀の三月末の貸出残高は四兆六千億円でありますけれども、このうちノンバンクへの貸し出しが五兆円、つまり三五%。このほか、不動産・建設業で二一%、合わせて五六%です。これだけ見ましても、いかにバブルに踊つてきたかということは明らかになつてしまつました。この長銀系のノンバンクに対する不良債権、ここに着目するというのは、これは当然のことだと思うわけですね。

三月の時点では、これらノンバンクに対し具体的に調査しようという意識はあつたのでしょうか。

○松田参考人 いろいろ条件の設定があつるかと思ひますけれども、例えば一行当たりの貸出債権

の手信調査表を全部見るというと、膨大な日数が必要なことは委員御理解いただることと思いまします。私どもとしては、それぞれの各行についてそれを正確な精査が行われたものと今でも認識をしておるというところでございます。

○佐々木(憲)委員 今私が質問した点については答えていただいていいわけですが、膨大な数があるので時間がかかると。しかし、その事実関係を調べるというのが審査じゃないのですか。そのため、その数多いノンバンクがバブル期に貸付金を増やし、不良債権の山を築いた。こう書かれてます。私が今お聞きしましたのは、ノンバンクについてです。ノンバンクについて、これは大事だ、ここは調査をしなければならない、審査をしなければならない、そういう意識があつたのかどうか、この点をお聞きしているわけです。

○松田参考人 お答えいたしました。

先ほど先生、数字を言われましたけれども、大きな数字になつておりますし、本来いろいろな債権について精査をするときには、当然そういうものも対象にしているものと私どもは認識しております。

○佐々木(憲)委員 じゃ、具体的にどのような審査があります。

○松田参考人 その点でございますが、先ほど来申しておりますように、審査会の席上では、大臣、日銀総裁から総括的な御意見をいただいております。

いわゆる、その前の精査の段階でそういうことは、この委員会の質疑の中でも明らかになつてしまつました。この長銀系のノンバンクに対する不良債権、ここに着目するというのは、これは当然のことだと思うわけですね。

三月の時点では、これらノンバンクに対し具体的に調査しようという意識はあつたのでしょうか。

○松田参考人 いろいろ条件の設定があつるかと思ひますけれども、例えば一行当たりの貸出債権

になつてゐるのですよ。いろいろな雑誌にも書かれています。

例えば、紹介をいたしますと、去年五月の金融ビジネスという雑誌がありますが、「まだ出口見えぬノンバンク問題」、こういう表題の記事があります。その中に、長銀は系列ノンバンクを数多く擁する銀行、こういうふうに指摘した上で、日本リースやエヌイーディーなどの名前を挙げまして、「その数多いノンバンクがバブル期に貸付金を増やし、不良債権の山を築いた。」こう書かれてます。これが今お聞きしましたのは、ノンバンクについてです。ですから、まさに不良債権が大問題になつて、その山を築いた、長銀系のこのノンバンクは、その問題について具体的に審査をしないで、全然、長銀の不良債権の内容について本日の審査になつてないじやありませんか。私は、この問題は非常に重大だと思うのですよ。

先ほど、時間がない、時間がない、こうおっしゃいましたけれども、それじゃ、二十一行を何時間かけて審査をしましたか。

○松田参考人 審査委員会の持ち時間と申しますが、会議時間は全体で二十時間弱だったと思います。

ただ、再三委員長からもお話をございましたように、事前に事務局がいろいろな資料を作成したり、あるいは委員にお届けしたり、あるいは大臣、日銀総裁に御依頼申し上げたり、いろいろな事前準備を十分にやつた上で行っておりました。直ちに審査時間だけが我々が審査に要した時間といふわけにはいかないと思いますけれども、実態としてはそういうことになります。

○佐々木(憲)委員 事前に準備をしたとはいいますが、審査のその中で具体的な問題を調べるということをしないと、本当の審査にならないわけですね。間接的な、ああ結構でした、これでクリアできますという報告、結論だけ聞いたのでは、審査はしなければ組織は動きませんので、上部の人

は、やはり専門家がおのおのの分野について調査をして、それをまとめまして上部の組織に報告をして、上部の組織がそれを判断するというのは、そういう結論しか出ないと思うのです。

大臣、日銀総裁から総括的な御意見をいただいて、直ちに審査時間だけが我々が審査に要した時間といふわけにはいかないと思いますけれども、実態としてはそういうことになります。

○佐々木(憲)委員 事前に準備をしたとはいいますが、審査のその中で具体的な問題を調べるということをしないと、本当の審査にならないわけですね。間接的な、ああ結構でした、これでクリアできますという報告、結論だけ聞いたのでは、審査はしなければ組織は動きませんので、上部の組織がきちっと資料を正確にそろえて、

上部に報告をして、上部がそれを判断するということだと思いますので、私は現実にどういう審査をなすったか自分を見ておりませんけれども、下の組織がきちんと資料を正確にそろえて、下の調べがきちんとしておれば、私はそれでよろしいことと思います。

○佐々木(憲)委員 これは重大な答弁ですね。山

日、三月九日、三月十日、三月十二日、この四日間であります。五時間、五時間、五時間、五時間、五時間、合計で十五・五時間ですね。その前の段階でいろいろ、審査委員長の選任ですかいろいろなことがあります。そういうものを省いて

五時間、合計で十五・五時間。「一一」で割りますと、一行当たり四十五分。しかも、その中で頭取に対する意見を聞いていたいた後の結論と申しますか、御意見をいただいているわけでございますから、その中で適正な精査が行われたものと今でも認識をしておるというところでございます。

○佐々木(憲)委員 今私が質問した点については答えていただいていいわけですが、膨大な数があつて時間がかかると。しかし、その事実関係を調べるというのが審査じゃないのですか。そのため、その数多いノンバンクがバブル期に貸付金を増やし、不良債権の山を築いた。こう書かれてます。これが今お聞きしましたのは、ノンバンクについてです。ノンバンクについて、これは大事だ、ここは調査をしなければならない、審査をしなければならない、そういう意識があつたのかどうか、この点をお聞きしているわけです。

○松田参考人 お答えいたしました。

先ほど先生、数字を言われましたけれども、大変大きな数字になつておりますし、本来いろいろな債権について精査をするときには、当然そういうものも対象にしているものと私どもは認識しております。

ただ、再三委員長からもお話をございましたように、事前に事務局がいろいろな資料を作成したり、あるいは大臣、日銀総裁に御依頼申し上げたり、いろいろな事前準備を十分にやつた上で行っておりました。直ちに審査時間だけが我々が審査に要した時間といふわけにはいかないと思いますけれども、実態としてはそういうことになります。

○佐々木(憲)委員 事前に準備をしたとはいいますが、審査のその中で具体的な問題を調べるということをしないと、本当の審査にならないわけですね。間接的な、ああ結構でした、これでクリアできますという報告、結論だけ聞いたのでは、審査はしなければ組織は動きませんので、上部の組織がきちっと資料を正確にそろえて、

上部に報告をして、上部がそれを判断するということだと思いますので、私は現実にどういう審査をなすったか自分を見ておりませんけれども、下の組織がきちんと資料を正確にそろえて、下の調べがきちんとしておれば、私はそれでよろしいこと思います。

○佐々木(憲)委員 これは重大な答弁ですね。山

口銀行局長の二月三日の答弁では、有識者すべての方が自分の目できちんと御判断いただけるものと思つておりますと、だから、例えば事務局が事前の審査をしても、ここにこういう問題點があるますと、集中的にこの資料のこここの点はと指摘をして、それでその事実を見て判断するというは当たり前にないですか。目を通したかどうかは大した問題ではないと、そんなことはないですよ。重大なこの不良債権の実態について、どういふ内容があるのかを、目で資料も見ないで、ただ結論だけ聞いて、ああそうですか、結構です、そんな審査がありますか。でたらめですよ、それは大事な問題は、本当にきちっとした審査ができるかどうかです。そういう実態になつていな。大体、無理なことをさせている。こんな短時間でできるはずがないです。

そういう審査、まともにやつたというなら、それなら、具体的な議事録を公開してください。議事録を公表していただきたい。

なぜかといいますと、これも一月二十三日の大蔵委員会での答弁でありますと、「こういうふうに言つてゐるのです。『公正中立な審査委員会を設置しまして、そこで審査基準を決めていただき公表すると同時に、議事録も公表しますし、それから今御指摘の、計画の提出を義務づけるのですが、その議決に当たっては、これを基本的には公示するといふふうにしておりますので』」、「国民の皆様に公表される形がある以上は、モラルハザードは生じにくい仕組みにはなつてゐる」というふうに答えておられるわけです。公表するようにぜひやっていただきたい。いかがですか。

○宮澤国務大臣 公表のことは何度も松田理事長から御答弁がありました。

それで、一つ一つ書類を目で見ろといつてもやはり、多識の人は眼光紙背に徹する人もいますが、節穴みたいなものもあるかもしませんが、それはどの書類をどう見たというよなことは、

私は実情を存じませんのでね、と思いますが、そういうことにはならない、う一枚一枚書類を最後の七人の方が見るということは大事な報告がなされているかどうかということが大事なんだと思うのです。

○佐々木(憲)委員 肝心なポイントのところの資料をきっちりと見ると、いうのは、最終的な審査の当たり前のことじゃありませんか。それは見ないんですから。見てないんですから。そうでしょう。その具体的な事実を見ずして、ああ結構です。そんな判断をするような審査委員会というのは、あり方で、もともと無理なことをやらせている。短時間で、わずか十五分でできますか。

ですから、もともとそういう公的資金を入れるという大前提のもとに、もう初めに結論ありきなんですよ。公的資金を入れるというのももう決まっている。だから、もう時間がなくともともかく通じちゃおうと、判を押せばいいと、大体そういう仕組みになつていてるんですよ、やり方が。ですから、長銀問題についても、今度公的資金を入れるというような話がありますが、もう既に初めて結論あります。公的資金を入れ、合併するというのは、もう既定の路線になつてないじゃないですか。あとは審査委員会が判こを押してくれればそれで済むのだと。これでは事実が全く国民の前に明らかにならない。国民の目から隠べいをして、結論だけを決める。しかも議事録の公開もない。こんなやり方では、絶対に私は納得できません

いと思うのです。

やはりこういう点では、国民全体が、今、公的資金、私たちの税金をああいうところに使うということには反対だという方がもう八割に上つていいんですよ。いろいろな世論調査がありますけれども、七割、八割です。なぜそうなつているか。そういうやり方に怒りがわいている。銀行業界は何も負担しない、そして国民には実態を隠したまままで、なぜ先に税金をどんどん使うんだ。こういふやうの方について多くの国民が批判して、今、政

府のやり方に反対の声を上げているということなのです。
ですから、私は、今度の政府の公的資金投入のあり方については、審査委員会のこの審査のやり方も極めてすさんでありますし、もともと公的資金投入ありきという姿勢そのものに重大問題がある、この点を指摘をして、質問を終わらせていただきます。

○ 沢田 健一君
○ 沢田(健)委員 本日、私は、政府提出の二つの法律案の中の不動産関連権利等調整委員会法、そして自民党提出の四つの衆法について、基本的な部分を御質問させていただきたいと思います。
まず、国土府長官と提出者にお伺いしたいのですが、金融安定化法、ブリッジバンク法はラストリゾート、これは最後に使う最終的な手法です。というふうに言われております。ということであれば、この調整委員会法や四つの衆法がこのラストリゾートに至る前の歯どめとして提出をされているものというふうに思います。その大きな特徴といいますか、その辺を両者にお尋ねしたいと思ひます。

○ 柳沢国務大臣 金融安定化法、それから今回提案されておるブリッジバンク法というのは、ある意味で金融機関の再編と申しますか、これから不良債権を処理して、より強い金融体制をつくるといこう、こういうような展望のもとで提案されているスキームだと言ってよろしいかと思うわけであります。

しかし、そういう大枠の話とはまた別に、各金融機関のバランスシートの上にある不良債権を最終的に処理する、これを促進したいということのためにはどうしたらいいか、これまたもう一つ個別の問題として存在をするわけであります。

私は、先般もどなたかの御質疑に対しても御答弁申し上げましたけれども、この両者が相まって今までの不良債権の処理というものができ上がるだろ

そういうことを考えますときに、私どもが今回提案させていただいておりますのは、とにかく最終処理をするに当たつて一番ネックになつてゐるところをどうか、問題になつてゐるのは、不動産に絡んだ不良債権である。それで、この不動産というのは、事柄の性質上、その上に幾つかの権利関係が複雑に入り込む性格がある。これらを調整というか調停、仲裁というような仕組み、これを行政上の仕組みとしてつくらせていただいて、そういうことをはからせたい、こういうようなことで今回の提案をさせていただいているということをございますので、そういう趣旨でひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長退席、村田(吉)委員長代理着席

○村井議員 濱田委員の御質問にお答えさせていただきます。

私ども、衆法として出しておられますのは、競売に関する二件、それからサービサー法、それからさらに根抵当、根抵当権というのは、これは金融の際にかなり頻繁に使われている制度でございますけれども、これを確定する手続というのは大変厄介である。このあたりにつきまして法律上の整備をいたしたい、以上四法案を衆法として議員立法で出しておるわけでございます。

これらの問題につきましては、ただいま柳沢大臣からもお話をございましたけれども、さまざまのふくそうした権利関係を調整したりいたす上で非常に有益な制度だと確信をいたしておりますので、ひとつ御審査の上、至急にお認めをいただきたい、このようにお願いする次第でございます。

○濱田(健)委員 そのことをベースに、調整法について御質問いたします。

まずはこの調整委員会ですが、事前に当事者同士で調整委員の判断に従うという大体確約、それがあつて、調停、仲裁の案件が出てくる。しかししながら、最終的に調整委員会の解決案に不服があれば、当事者として従う義務はないというふうに

判断をするものでござります。

こういう中で、銀行関係者の皆さん方にお話を聞きますと、権利関係が複雑な物件の多くは、例えば暴力団の関係者等が抵当権の設定に強く関与しているということなどが言われており、こうしたグループは税法上の優遇措置ぐらいではとても調停や仲裁にやってくれというふうには手を挙げないというのが一般的な見方ではないのか、この法律ができる幅広い調停や仲裁の案件を引き出すことはできないのではないかというふうに言われているようですがけれども、その辺はいかがで

○柳沢國務大臣 今、委員は、調停、仲裁につきまして、制度の枠組みについての御認識をお述べいただいたわけです、ちょっとと私気にはかかりましたのは、同じ調整委員会のもとではありますけれども、調停と仲裁というのは若干性格を異にしていまして、ある一定の申請者から申請がなつた場合に動き出すのが調停の方でございます。これについては、調停案ができました後、それが提示され、それが関係者の同意を得られるかどうかということで事が成ったか成らないかというものが決まっていくわけでござりますけれども、仲裁の場合には、先生今おっしゃられたように、あらかじめ関係者の仲裁裁定に従うという合意がなされた後に、仲裁委員会がその判断というものを示して、これにはもう従わなければならぬ、こういう組みで運用されますので、その点、御理解を賜りたい、このように思います。

そこで、問題は、そぞしたこじれた案件の中には、今申した特殊な社会的な勢力の影響下にある案件が多いので、私どものスキームで提案していけるような税制上の措置程度では事が所期の目的を達しないのじゃないか、こういう声が多いのだが、これについてはどうか、こういうお詫びかと思いますけれども、この点につきましては、確かにそうした勢力の影響下と云うか、何らかの妨害行為のものにあるようなものにつきましては、もともと私どもは、そういう案件のもとで企業の再建

を図るということはなかなか考えにくいのではないか、したがつてこの調整制度の対象にはなりにくいのではないかといふに、逆に考えてみると、企業の再建が展望されるというようなものについては、そうした勢力の影響下にないというわけでございます。したがつて、反面から申しますと、企業の再建が展望されるというようなものについては、そうした勢力の影響下にないというようなことでなければならぬ。

では、そういうものが非常に少ないのではないのかということについては、私、從前から御答弁申し上げておりますように、いろいろな税務あるいは法務の統計からいつて、また我々がこのスキームというものを立案する過程でいろいろ聞かされた声からいって、かなりの数に上つて、この制度をお認めいただいた曉には、一定の効果が上がるということが期待され得る、このように考えておりますことを申し上げたいと思います。

○濱田(健)委員 大臣のお答えが、それ相当の案件としてやつてくれというようになってくることが期待されるというふうに今お答えになりましたけれども、まるお答えいただいてる中身から想像すると、やはりどうしても、権利関係がぐしゃぐしゃつとなつているものが多過ぎるわけでございまして、一部の、クリーンなという表現がいいのかどうかわかりませんが、そういう案件しか限定して取り扱えないのではないかという危惧感を払拭し切れないのですが、いかがでしょうか。

○柳沢国務大臣 権利関係が複雑に入り乱れているというか、重層的にその上に乗つかつていると、いう案件につきまして、では、だれがイニシアチブをとつてこの錯綜した関係を解きほぐしていくかということについて、私どもはそこに着目して、通常考えるところと債権者の側からしか申し立てられないようなことを、むしろ司法の方では全く認められない債権者の側からひとつこういう格好で解決してくれないかということとも可能になるような、そういうスキームを考えたい、このことも一つあつたわけでございます。

そういう格好で、債権者の側からもこの制度が動き始められるし、また債務者の側からもこれを

申請して動き始めることができる、そういうところにこの制度の、言わせていただくなれば、妙味というものを持たない私どもは考えておるわけでございまして、そういう形で、錯綜した権利関係に何とか筋道の立った解決策というものをお互いの譲り合いでの中から見つけ出していきたい、このことを考へておるわけでありまして、どうぞ先生におかれても、いわばこの制度を動き出させる、何とか提案者というか、申請者と申しておりますけれども、それが一方的でないということにもこの制度の特色があるということについてぜひ御理解をお願い申し上げたいと思います。

○濱田(健)委員 その部分はもう少し、後日論議をさせていただきたいと思います。

○柳沢国務大臣 この法律については、関係者間の合意がまとまれば、税務上の優遇措置として、債権者は債権の一部を放棄するかわりに損失分を無税償却できることで、債務者も債務免除で生じた利益を累積欠損金として相殺できるようになる。このような措置は既に現行でも認められていて、新たな何か目玉的なものではないというふうに思つておるわけでございます。ただ、例えば、債権者、債務者とともに黒字の法人だということがあつた場合に、国民の側からすると、お互に税制上の優遇措置をもらはうということです、あるべき国の利益の損失ということが確実に起るのではないかということが言われておりますので、こういう問題、課題については、やはり国民の皆さん方にしっかりと理解を、将来に行けばこういうふうになりますよということの展望を示さなければならぬと思つのですが、いかがでしょうか。

ります。例としては、債務者の個の場合にはかなり赤字の累積があるということで、実態的にはかなり苦しい立場にあるということであるといふとともにひとつ前提にお考え願えればと思います。

そこで、我々の考えている税制上の措置が、歳入との関係で、やはり歳入を減少させるという意味では恩恵になるのではないかといふお話を、これをおっしゃるようすに、その期あるいはその会計年度だけをとつてみると、私どもが言っている債権にかかる間接償却と、こうして直接償却をしてしまうこととの間で、歳入上どっちが増減があるかと言われば、やはり直接償却をした場合の方が何がしか必ず多くなるということにならうかと思うわけでございます。

しかし、私どもが提案しておりますことは、今先生ちょっと最後のところでおっしゃっていただいたかと思いますけれども、やはりこれは日本経済を立て直す、金融機関を強くするために不良債権問題の解決を早くしたいということから出でるわけでございまして、そういう観点から、若干中長期の時間を頭に置いていただくならば、この不動産にかかる債権というものをあくまで償却しないで頑張り通してしまう、そういうことである一定の期間が経過した場合には、多くの場合貸し倒れ損失ということで満額、損が発生する。そういうようなことを考えますと、それよりも、企業の立て直しすることによってまた税収が上がるような、そういう環境をつくっていくといふことの方が、結局国民経済的にも、また財政的にも国民の皆さんにお役に立つという経済状況が生まれてくるということを私ども考えておるわけでございまして、そのよつて御理解をぜひ国民の皆さんにも賜りたい、そのように考へてゐるわけでございます。

生がいらっしゃいますので、きょうはお引き取りください。

では、自民党的四法案について、サービスナーについてちょっとお尋ねしますが、このサービスナー制度、初めて導入するわけでございますけれども、我が国経済の再生のためにこの債権回収会社制度というものが必要な理由、ここを的確に回答をいただければ幸いです。

○濱田(健)議員 濱田先生の御質問にお答えいたしました。

初めてとおっしゃいましたが、サービサーについては先例がございます。いわゆる住専、中坊さんが社長をやつておられる、あれは特殊な会社であります。会社組織で債権回収を業としておるところでございます。それから、整理回収銀行といふのがございますが、これも債権回収を業としております。ただ、対象債権は、住専の場合には住専の五兆でしたか、あの不良債権の回収に限る。それから、整理回収銀行は破綻した金融機関の債権回収に限つておるわけでございます。

同様なことがつまり破綻金融機関あるいは住専以外の一般の金融機関、多額の不良債権を抱えおるわけでございますが、そういう不良債権の回収、これは今金融システム再生の大きなかぎになつていることは皆さん御案内のとおりであります。それが、それに導入したらどうかというのが立法の直接の動機でございます。

御案内のとおり、債権回収を業することは、現行の弁護士法七十二条、七十三条で、弁護士以外の者は禁止されております。いわば弁護士法の規制緩和と申しますか、例外規定として法律を制定するわけでございます。一種の規制緩和であります。そういう形で、現下の事情にかんがみまして、いわば住専や整理回収銀行のように民間会社で弁護士の関与を仰ぎながら、効率のいい債権回収組織を導入して不良債権の回収に資していることで立法を急いだわけでございます。

○濱田(健)議員 申しわけございません。弁護士

以外の民間で初めてこういう制度が導入されようとしているということを落としてしまいました。

時間が来ましたので、最後の質問にしたいと思うのですが、この法案において、金融機関が有する貸付債権だけではなくて、いわゆるリース、クレジットや貸金業の貸付債権が対象にもなつてあります。これはどういう理由なのかということと、この債権回収の会社制度を創設した場合に、これもまた心配されるのが、暴力団等の参入が多く見られるのではないか、懸念されるのではないかということが言われておりますが、このことへの歯どめといいますか、それらはどのように対処されようとしているのか、お聞きます。

○濱田(健)議員 対象債権の範囲については、これは立法の過程で非常に問題になつた大きな部分でございました。つまり、会社の経営という観点からしますと、できるだけ広い範囲を設定した方がいいということがござります。そういう希望も、一般業界、商社とか、一般会社からも強くございました。しかし、日弁連初め、跟定すべきだ、金融機関の不良債権に限定すべきだ、こういう御意見も一方で強うございまして、非常に議論されたところでございますが、このところで線を引かせていただいたというのが正直なところでございま

す。理由といたしましては、いわゆる金融機関の不良債権の回収というのが一番の大きなテーマになるわけですが、それをやるに際しまして、一番関連性のあると申しますか、リース、クレジットも競合して関係している部分がございますので、そ

れから貸金業者も、町金融の変なところは別にして、まともな貸金業者もござりますから、一定の範囲を限つて入れるのがいいのではないかというところを越すとか、事情の変化に応じて政令で定め得るものとのいたしておのも、そういう事情があるか

らでございます。

それから、暴力団の介入については最も廣心した点で、重点を置いて徹底的に検討したわけでございます。法律案をごらんになつていただければわかりますように、まず会社設立時点におきまして、法務大臣は警察署長官の意見を聞く、そこで取締役、あるいは株主、あるいは主要従業員等に暴力団員が入つてないかどうか、暴力団員を従事させる可能性があるんじやないかというような点は徹底的にチェックをいたし、危うい場合には許可をしないということができるよう相なつております。

それから、会社の行為基準につきましても、行為規制をきちっとしております。法律に掲げてある行為規制については、罰則が設けられておりますから、詳しくは書けませんでしたが、ガイドライン等を設定いたしまして、アメリカのサービサーなんかはそうなつておるようですが、きちんと規制ができるようになります。

設立後、欠格事由が生じる場合もあります

ので、的確に把握する必要から、法務大臣が警察庁に事情聴取いたしましたり、あるいは立入検査を警察庁等ができるというふうな規定も設けております。

それから、このサービサーが有効に動きますように、違法な行為があると思料される場合には、相当な理由がある場合には会社が警察庁に支援を要請するということができるようにもいたしまして、暴力団関係者の徹底的な排除を期しておる次第でございます。

○濱田(健)議員 時間が来ましたので終わります

だきます。ありがとうございました。

○村田(吉)委員長代理 これにて濱田君の質疑は終了いたしました。

次回は、明日本曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時九分散会

平成十年九月十八日印刷

平成十年九月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局